



資本金 五千七百五十萬圓 (拂込済)
 法定準備金 五千七百五十萬圓
 別途準備金 七百貳拾萬圓

東京市麴町區丸ノ内一丁目一番地



株式會社 第一銀行

支店 所在地

東京、橫濱、豐橋、名古屋、四日市、
 京都、大阪、神戸、廣島、下關、
 東京、大塚、神戶、久留米、熊本、
 函館、小樽、札幌、幌宇都宮、足利、
 門司、小倉、福岡、岡崎、
 釜山、木佐野、桐生、館林、京

電話賣買金融御注意

廣告ニ御注意

電話廣告が盛ニ新聞紙上ニ掲載セラレ廣告ノ競争トナリ其弊トシテ無責任者ノ廣告ガ最モ勉強スル様ニ見ヘマス然ルニ事實ハ反對ニテ假ニ廣告文通リトセバ大抵ノ病氣ハ皆賣藥ニテ癒リ醫師ヤ病院ハ不要デス然ルニ古來名醫程餘リ自己効能ヲ述ベマセン

價格割合ニ御注意

何營業デモ大凡同業者ノ標準割合ガ有リマス餘リ違ツテ居ルハ必ズ無理ガアリ後ヨリ入り合せマスル方法ハ幾ラモ有リマス不信用ナル人ト如何ニ嚴重ナル契約ヲシテモ履行セザレバ結局ハ裁判ニ訴ヘル外ハ無ク訴訟ニ勝テモ盗人ニ追越デス

店構ニ御注意

單ニ店構ヘノミニ依テ優劣ハ極メラレマセン跡ニ山師ノ玄關ト云フ程ニテ詐偽師杯ハ皆堂々タル構ヤ服裝ヲレテ居リマス

素人ニ御注意

當方素人ト云フ廣告ヲ見受マスガ大抵ハ素人ヲ裝フ者ニテ假ニ素人ト營業者ト何レモ未知ノ人トセバ看板ヲ掛テ居ル後者ノ方ガ比較的安全デス何カ事アル時營業者ニ對シテハ其筋ニテ嚴重ナル制裁監督ヲ加ヘマス

正邪鑑別御注意

不正者ハ猶更自己ヲ信ゼシメヨウトシテ居リマス之ヲ見別ルハ困難デス只依ルベキ方法ハ皆様ノ御同業者及知リ合ヒノ人々ニ付キ着實ナル人ト然ラザル人トガ他人ニ對スル態度ヲ聯想シ之ヲ電話業者ノ態度ニ比較シテ觀察スル事デス何業デモ道德ノ原則ニ變リハ有リマセン

羊頭狗肉ノ排斥

此ノ廣告ハ私ノ營業廣告デハ有リマセン私ヨリ信用ノ無イ同業店モ有リマスガ又私ヨリ信用ノ有ル店モ澤山有リマス只益羊頭狗肉ガ跋扈シ商業道德ヲ重ズル着實ナル人ノ蔭ガ薄クナリ又ハ廢業セン事ヲ恐ル、者デス

神田區末廣町拾番地

公認 須江電話店

須江千六

電話下谷 一八〇〇一〇番



支 地
店 方

支 市 東
店 內 京

株式會社

川崎第一銀行

東京市日本橋區通壹丁目拾壹番地

頭取 星 林 章

八王子支店
横濱支店
川崎支店
名古屋支店
京都支店
西陣支店
二條支店
三條支店

五條支店
出町支店
伏見支店
稻荷支店
大坂支店
本町支店
大坂西支店
堺支店
神戸支店

兵庫支店
岡山支店
岡山西支店
福山支店
廣島支店
德山支店
鳥取支店
所澤支店
越谷支店

千葉支店
銚子支店
佐原支店
佐倉支店
松戸支店
船橋支店
水戸支店
石岡支店

日本橋支店
富澤町支店
大傳馬町支店
馬喰町支店
京橋支店
櫻橋支店
銀座支店
新川支店
麴町支店
丸之内支店

日比谷支店
番町支店
四谷支店
新宿支店
神樂坂支店
江戸川支店
神田支店
岩本町支店
小川町支店
本郷支店

上野支店
三ノ輪支店
淺草支店
吾妻橋支店
淺草橋支店
本所支店
押上支店
向島支店
深川支店
芝支店

金杉支店
六本木支店
青山支店
王子支店
大塚支店
池袋支店
小山支店
大井支店
大森支店
龜戸支店

電話金融

- 一、電話ハ時價相場近ク迄擔保ニ預リマス
- 一、電話ハ必ス當會社名義トシ 絶對再擔保致シマセン
- 一、當會社ト御取引アル方ニ限り電話以外ノ金融モ御便利ニ取扱ヒ致シマス
- 一、擔保ハ電話ニ限りマセン 如何ナル物件ニテモ取扱ヒ致シマス
- 一、品物倉庫料ハ成ル可ク安ク御預リ致シマス
- 一、東京ビル設備完全貸店貸室安ク貸シマス

日本橋區通鹽町

東京倉庫株式會社

電話浪花 (67)

社長自宅 大塚 八八八八
 貳參〇〇番 四四四四
 六五四三番 番番番番

◎素人ノ方へ御注意

- 一、營業主ノ信用調査ガ第一
- 一、店舗ノ構ヘノミヲ見テ信用ハデキマセン
- 一、不信用ノ營業主ト取引スルト電話名義ガ轉々シテ他へ賣ラレテ損害スル事モアリマス
- 一、金利ノ安イ廣告ヤ素人ノ様ナ廣告ハ考ヘモノデス

妊産婦の診察と助産

川崎市貝塚一六四

新築落成 大東産院

専任産婆 宮田 サタ
 電話川崎二九六六番

診察室(洋室)分検室及入院室(共に和室)の設けあり
 〇お好みに依つては「ベット」の用意があります

新築完備の産院
 總てを衛生的と親切に
 診察の時でも何處でも
 早目の診察を敢てし
 分娩の自費も随分安
 助産料も自費入院金
 入院料の身上世話致
 母兒の身の上世話致
 「案内書」進呈
 遠い方は郵券二錢を要す

明治三十一年創業

東京府農工銀行

小松川支店
 立川支店



御用官認可省信通

電話口の消毒は...
 東商會

日本橋區
 吳服橋三ノ一
 電話日本橋三〇五五



電話口消毒器

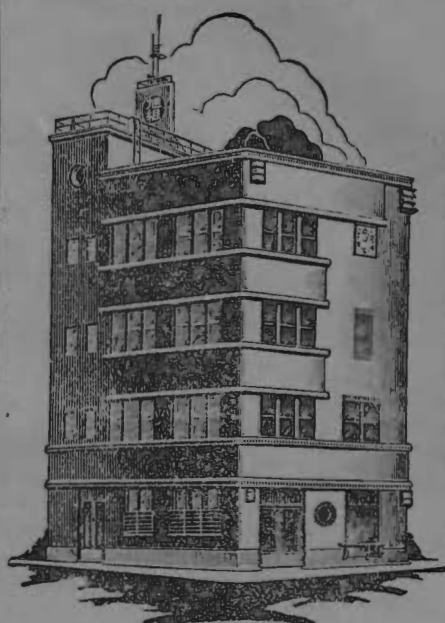
電話口消毒ハ衛生上ハ勿論徳義
 上社交上是非御用命ヲ願ヒマス

四谷區北伊賀町四二番地

諸官省認可
 都商會

電話四谷二五一四番

認 公 局 信 遞



電話機、交換機の取付工事並に出願手續
交換機の改造工事
高聲機、室内電話並に電鈴工事

會 社 旭 組 電 氣 商 會

東京市神田區東紺屋町四十一番地(昭和通り)
電話漢花(67) 3963-5750番

電 話 金 融
電 話 賣 買

模 範 堅 實 主 義

遠 藤 電 話 店

店主 元遞信省官吏(帶受恩給者)
赤坂新町一丁目十九番地(赤坂見附)
電話青山(36) 二八九〇番
三一三一

揭 載 廣 告 目 次

廣 告 名	業 務 科 目	掲 載 箇 所 頁
【厚司、ジャンパー】		
河 内 屋	名入厚司、名入ジャンパー、名入ライト服、名入シャツ、名入帆前掛、印袴、名入手提袋、名入財布	本文欄外 219
【醫師、病醫院、療法】		
長田小兒科院		本文欄外 169
片山醫院	整形外科、接骨、X線科	190
河越齒科醫院		215
北井博士	産婦人科	220
久木田皇漢醫院	盲腸炎の良藥腸癒湯	242
皇漢方久木田醫院	盲腸炎、胃腸、婦人病 一般慢性病	242
黒田醫院製剤部	{ニキビ、わきが、ルイレキ入 盪、しみ、ソバカス、ほくろ あざ、イボ、たむし、赤鼻、濕 疹、引ツリ、しつ、魚の目、白 ナマズ、禿頭、ぬけ毛、はげ毛}	255
小金井養生院	脳神経、精神病、サナトリウム	102
麴町病院		290
佐藤内科醫院	内科、深部レントゲン	302
柴崎診療所	花柳病科	339
順天堂醫院	外科、内科、小兒科、泌尿器科 皮膚科、産科、婦人科、眼科、 耳鼻科、X線科	352
白井醫院	産科、婦人科	359
白木耳鼻咽喉科院		361
鈴木甚吉	産婦人科	382
千住名倉新宿分院		本文欄外 536
田中達三郎	鼻科、整形外科	410
電鐵康濟病院	各科診療	482
東洋内科醫院		523
鳥居内科	内科、レントゲン科	533
似内醫院	小兒科	571
福井正憑博士	産婦人科特ニ不妊症	真表紙外面 本文欄外 642 648
丸ビル眼科		710
水谷齒科		729
棟方外科		743
村上病院人形町外科	外科	744
明々堂眼科醫院		749
矢島耳鼻咽喉科		766
山口肛門科院		779
岡崎病院	内科、小兒科、外科、性病科 耳鼻咽喉科、傳染室完備	158
賀古病院	耳鼻咽喉科	171
木下産科婦人科病院		221
九段坂病院	内科、外科、小兒科	242
慶應病院		257
甲賀病院	内科、内臓外科、産科	260 285
佐野内科病院	腦脊髄病科、神経病科	305
聖母病院		396
田村病院	内科、呼吸器科、胃腸科、 外科、内臓外科、整形外科 産婦人科	420

津田病院	耳鼻咽喉科専門	本文欄外	472
東京病院			517
長尾病院	小児科、レントゲン科		563
額田病院			591
額田保養院			
皆川病院	(轉地療養所)		731
皆川醫院			
村上眼科病院			744
明治病院			751
山田病院	内科、神経科、精神科		789
吉川醫院	外科		808
川副健康研究所	ザニターズ絶対健康法		212
川刺醫院			
日本豫防醫學研究所	結核の預防		302
大東産院		巻頭	4
東京温泉院		本文欄外	495

【醫療器、藥、衛生材料】

いわしや	醫科器械	本文欄外	92
高橋安太郎商店			133
大川吸入器			240
金星商會	ホドデン錠		500
東京サンタル商行			533
日本丸	家傳鐵器藥		602
灰吹屋藥局	藥品、化粧品		748
村山英策商店	藥種問屋		
東商會	電話口消毒器	巻頭	4
都商會	電話口消毒器		4
山本化學工業研究所	ワイス	本文欄外	794

【印刷】

加賣館	美術特殊印刷	本文欄外	178
-----	--------	------	-----

【印章】

江島印房	印章、ゴム印、水晶其他	本文欄外	111
------	-------------	------	-----

【飲、食料品】

阪川	牛乳	本文欄外	316
松井牛肉店	國産編羊内問屋		692
櫻井源喜知商店	バター、洋菓原料		320
ブラジル珈琲本部	ブラジルコーヒー	666(上、側)	
チキンソース			464
中川屋	奈良漬、ベツタラ漬		536
	諸漬物、練信、塩詰		542
内田商店	加煮、時雨、海産物		103
神林鶴雄商店	はんぺん、かまぼこ		201
小林池福園	油問屋		274
吉三	食料品		806
内田	食料品		328
山本	銘茶専門		105
北洋商會	茶		793
山形屋海苔店	日本紅茶		671
山本海苔店			776
大津屋酒造東京支店	銘酒ダイヤ菊		735
吉良屋總本店	酒		234
小網商店	灘の銘酒菊華		261
國分商店	味噌、醤油、洋酒、罐詰		291
升本總本店	曇松白麩		688
升本酒店			689
和泉屋果物店	果物、蔬菜		78
京橋千疋屋			393

銀座千疋屋		本文欄外	393
千疋屋總本店			400
万惣高級果實店			401
青山青柳本店	菓子、喫茶、洋食		713
いりやゆせんべん			13
入船堂	かきもち、あられ		35
岡基榮泉	菓子		85
龜屋陸奥	菓子		161
カサイ珈琲商店	純京風菓子司		205
木村屋	コーヒー		217
木菊鹽	パン、洋菓子		225
銀座筑紫	菓子司		231
清月堂	菓子		334
立花屋	和菓子		471
常盤堂	菓子		395
虎屋黒川	雷おふし		458
	菓子司		105
			253
			534

長崎文明堂	カステラー	巻末 本文欄外	562 667
藤村	菓子司		660

【團扇、扇子】

伊勢林田川商店	うちわ、扇子、カレン	本文欄外	44
伊場仙商店	ダー、名入財布		
	うちわ、扇子、カレンダー		35

【運動具】

ミカド運動具店	運動用具	本文欄外	93
美津濃	運動用品		714
美滿津商店	運動用具		726

【運輸】

大和運輸	トラック、引越、婚送	本文欄外	798
水郷汽船	定期運輸		
東京灣汽船	水郷めぐり		370
本橋	三原山見物と		520
	新島、下田へ		
	病人専用豪華付自動車		754

【衛生工事】

荒川商會	特許ニューター人造温泉	本文欄外	31
有光衛生工業所	地下湯佛装置		
	水道衛生工事		33

【易断】

關玄齋	病氣吉凶家出人吉凶	本文欄外	397
	家相方位九星姓名		
	家傳かつけ封じ		

【家具】

加賀安箆店	箆筒	本文欄外	172
松本	箆筒		703
武藏屋	箆筒		741
川尻式瓦斯風呂本舖	水道衛生工事		211
清水漆器店	漆器問屋		347
西河すだれ金屏風店			575

【樂器、太鼓】

小野ピアノ店		本文欄外	126
トンボハーモニ	ハーモニカ、手風琴		537
カ製作所			
宮本神興太鼓店			714

【貸衣裳】

富久屋	貸衣裳	本文欄外	643
萬長	貸衣裳		712

【貸 室】

清水ビルディング 貸室、ホール、撞球、麻雀 本文欄外 349
レストランレール 省、洋食、喫茶、宴会

【硝子、陶器、瑠璃】

上野兵松商店 板硝子、厚板、直輸入間... 本文欄外 98
陶業株式会社 陶管、下堯類、建築用衛... 490
池袋瑠璃工場 生陶器、植木鉢、火鉢類
耐酸瑠璃引機器具... 34

【看 板】

日本看板工藝株式会社 金文字、ブロンズ文字、ネームプレート
ペンキ看板、鑄造看板、ホーロー看板、ネオン
電飾、店頭装飾、町會組合會員札製作
硝子金文字、設計揮毫 本文欄外 583

【機械、工具、地金、金屬製品】

櫻田機械製造所 本文欄外 321
宿谷製作所 シクタニ噴霧機 353
新六商店 ドリルチャック機械工具輸入 365
中山工業所 中山式自動販賣機並ニ發明品研究製作 558
日本アルミニウム 581
福島鑄製造所 650
堀商店 建築金物 675
増山工作所 運搬車ホキールラヂエター製作 691
山久販賣部 ダイヤモンドチエン各種チエン輸入製作 778
電工社 空氣ベル、シグナルベル 490
守野徳太郎商店 鋼線ゴーズワイヤー、銅、鐵、真鍮、亜鉛引、金網類、釦金加工品全般 755
渡邊製作所 汽車電車自動車々内金具、高級社裝裝飾金物一般 833

【徽章、メダル、貴金屬】

アキバメダル、徽章、賞牌 本文欄外 17
東洋徽章製作所 貴金屬品、徽章、メダル、マーク 522
マスタ徽章商會 メダル、カップ 690
徳力商店 金、銀、白金 528
中島金箔店 金箔、金粉、アルミホイール、セロファン 544
精好屋松村金銀店 金、銀、白金、地金 精煉、買賣 702

【儀 式】

出雲大神結婚式場 本文欄外 77
大禮會館神前結婚式場 427

【金庫、鐵扉、鋼鐵家具】

石原金庫店 金庫、防火扉、鋼鐵製書箱 本文欄外 70
大倉金庫本店 金庫、鐵扉 136
大谷金庫店 金庫、鐵扉、鋼鐵家具 143
小林金庫店 金庫、鐵扉、鋼鐵書庫 271
後藤金庫店 284
佐倉金庫鋼鐵家具株式会社 297
高崎金庫製造所 433
山田金庫店 786

【銀行、信託、保險、無盡】

第一銀行 卷頭 1
川崎第百銀行 卷頭 3
關西信託 本文欄外 219
中央火災 468

東京動産火災保險株式会社 裏表紙内面
東京府農工銀行 卷頭 4
日清生命保險株式会社 本文欄外 580
相生無盡株式会社 1
共盛無盡株式会社 237
信信無盡株式会社 801

【クリーニング】

日本洗染株式会社 ドライクリーニング 本文欄外 586
洗濯、染色
白洋舎 クリーニング、染色 { #604(上、側、下) #605(上、側、下)

【靴、 靴】

アヲキ クワ、カベン 本文欄外 10
鈴木カバン店 379
高橋靴店 441
同人社靴 525
丸久 クツ 707
ヨシノヤ靴 815

【計 理 士】

名武正一 計理士 本文欄外 1

【吳服、染物、蒲團、蚊帳】

伊勢丹 本文欄外 43
西京堂 吳服 306
松屋 706
高島屋染元 福助染、婚禮衣裳相談 434
青山商店 印袴犬、名入手拭、風呂敷 12
羽毛工業株式会社 特許羽骨拔羽根ふとん 94
西川 かや、ふとん 157
伴 傳 かや、ふとん、銘仙、浴衣 572
573
574
575
627

【護 謨】

龜井製作所 ゴム 本文欄外 204
坂田商店 ゴム、エポナイト 314
森谷ゴム商店 スポンジゴム、ゴム各種 762

【工業薬、染料、塗料】

小西安兵衛商店 工業薬品、肥料問屋 本文欄外 270
二田商會 染料、工業薬、香料 570
柳澤清商店 染料、顔料、工業薬品 773
菱光商會 耐水耐熱強力接合剤 821

【興 信 所】

株式人事興信所 結婚調査 本文欄外 364
人事興信所 結婚其他人事一般調査 #365(側、下(内尾直筆))

【氷、冷 蔵】

岩谷冷蔵株式会社 冷蔵庫、冷蔵装置 本文欄外 92
ドライアイス 低温試験冷凍用、御遺骸保存 535

【廣告、通信、出版】

板橋日弘社 新聞廣告代理 本文欄外 73
折込廣告社 170
廣告社 289
正路喜社 廣告代理 395
鐵道廣告社 全國鐵道廣告、東京横濱市電、青バス市バス、郊外電車廣告、ネオン看板設計製作、廣告用品廣告牌寸製作、浴場廣告ポスター配達、煙草カード、印刷、其他 482

日本宣傳社 **ポスター配達、廣告辨寸製作
新聞折込廣告、諸藩板製作、
宣傳用品製作、廣告ビラ撒布
浴場、空中宣傳、其他一般廣
告** 本文欄外 586

博報堂 新聞雜誌廣告..... 537
井上通信英語學校..... 39
ダイヤモンド社 經濟雜誌..... 465
日本商工通信社 職業別電話名簿..... 585

【債券、株式、商品券】

梶商店 債券、公債、商品券..... 本文欄外 186
片岡株式会社 實株問屋、長期短期..... 189
小林武次郎商店 株式、公債..... 197
佐山株式会社..... 306
澤榮治郎商店 有價證券、現物買賣..... 325
大東證券株式會社..... 405
日本厚生 公債、債券..... 584
原忠 債券、株式..... 600

【材 木】

篠田政之助商店 内外銘木..... 本文欄外 337
牧野覺商店 木材商..... 686
「丸字」宇佐美政衛 材木商..... 681

【雜 貨】

田屋 洋品、ゴルフ用品..... 本文欄外 421
トラヤ帽子店..... 534

【自 動 車】

黒澤商店 プリムス自動車、ダウ
ジブラザーズ自動車... 本文欄外 254
梁瀬自動車株式會社..... 772

【寫眞、寫眞機、映寫機】

東條 寫眞..... 本文欄外 520
松平寫眞館 肖像寫眞、集合寫眞..... 699
榮光 ヌードカメラ..... 113
高密工場 ローヤル映寫機..... 288

【書 籍】

岩波書店 岩波文庫..... 本文欄外 91

【消火器、消防器具】

東京仰筒株式會社 消火器ポンプ布ホース 本文欄外 519
森田消火器製作所 スモ一印消火器..... 751
森田ポンプ製作所 消防仰筒機、器具一切..... 760

【職 業 紹 介】

常盤屋紹介所..... 本文欄外 527

【シンガーマシン】

シンガーマシン(小野種太郎)..... 本文欄外 330
シンガーマシン會社(石田千代子)..... 366
シンガーマシン會社(山本東作)..... 331
シンガーマシン九段下賣店..... 366
高橋市太郎 各國産品マシン新古..... 367
販賣修繕

【ス ト ー プ】

東京ユンケル商會 獨逸ユンケルストープ 本文欄外 519
福祿商會東京營業所 フクロクストープ..... 663
藤崎商會 せわいらず風呂釜..... 656
暖房工事請負

【ス レ ー ト】

昭和スレート株式會社..... 本文欄外 356

【生花、造花、花環、花籠】

ゴ ト ウ 生花、造花、鉢物..... 本文欄外 285
ね づ み や 造花..... 592
ハ ナ サ ダ 花束、花籠、花環..... 614
和生花商店..... 614
深井商店 生花竹筒、竹製花籠..... 645
芳花園 生花、造花..... 670
吉住 花環、花籠、徽章..... 810

【石碑、記念碑、石材】

石 勝 石碑、記念碑..... 本文欄外 62
一円石材店 石材..... 74

【葬儀、葬祭具】

井上葬儀社 生、造、花環..... 本文欄外 38
金子葬儀店..... 194
杉元葬儀店..... 376
御園生葬祭社 喪臺自動車、靈柩自動車..... 727

【壘表、室内裝飾、裝飾材料】

東商會 博覽會共進會展覽會假設
建築施行、裝飾設計
請、天幕椅子卓子 本文欄外 26
内外裝飾一般
塚屋吉田敷物店 敷物、カーテン、テーブル掛... 811
杉の屋裝飾店 天幕、黑白幕、紅白幕、椅子... 372
會場式場裝飾
高岡屋 壘表、繩窓、上敷..... 430
伴傳商店 壘表、敷物、カーテン..... 167
スダレ、ゴザ..... 626
ム ツ ミ ヤ 敷物、窓掛 壁紙..... 741
森田窓掛敷物店 敷物、窓掛、椅子張、日除地... 780
大和屋和田商店 倉敷銀通 金波織、墨
花窓、上敷、和傘、洋傘..... 799

【畜 犬、養 狐】

大日本獵犬商會 獵犬、番犬..... 本文欄外 415
樺太養狐株式會社 銀黑狐..... 198

【蓄音器、ラヂオ】

大比良貿易店 RCAピクチャー直輸入 本文欄外 151
時計、寶石、光學用レンズ
十字堂蓄音器店..... 353
蓄音器、レコード..... 487
日本蓄針製作所 蓄音器針、附屬品..... 587
宮崎天盛堂 蓄音器..... 736
野地ラヂオ商會..... 596
七歐無線 ナナオフ..... 536
ラヂオ電氣商會 ラヂオ、電氣蓄音機..... 821
トーキー發聲機、高級ラ
ヂオ、蓄音器、高聲器..... 824

【電氣器具、電話工事】

小穴製作所 電氣諸機械..... 本文欄外 119
岡田乾電池..... 160
齋電モートル..... 307
整電社 ネオンサイン用變壓器..... 396
谷川電機製作所 特許ケーブルヘッド..... 460
東電電氣商品 優良電氣器具..... 521
株式會社
ミナミ電機商會 各種電線、ケーブル線..... 715
其他電氣材料一式

三宅電氣工業所	マグネット、電氣ドリ ールダイナモ、修繕	本文欄外	722
旭組電氣商會	電話機、交換機取付、出願 高摩機室内電話電鈴工事	巻頭	5
大波電氣商會	桌上電話機取付修繕専門	本文欄外	118
小暮機械	電話交換機	巻末	1
島倉電話工業所	電話工事一切	本文欄外	343
勢電社	私増設各種電話工事一切	巻末	1
東京電話工務所	私増設コード電話工事一切	巻末	1
東立電業社	私増設専用電話工事一切	1	1
道正商會	市内専用電話、私設交 換機増設電話機	本文欄外	491
中柄電氣商會	私増設電話工事一切	巻末	1
森田電話工業所	電氣工事、機械器具 交換機、私増設電話、コ ード延長、ケーブル工事	1	1
八千代電業社	各種電話機械	1	1
大和商會	卓上電話取付、交換機設備 私増設交換機、長尺コード 電話工事維持	1	1

【電話賣買、金融】

あかき屋	電話	本文欄外	1
天野電話店		28	
遠藤電話店	電話金融賣買	巻頭	5
大久保電話店		本文欄外	135
菊屋	電話、商品券、債券	290	
須江電話店		巻頭	2
鈴竹	電話、債券	裏表紙内面	
東京倉庫株式会社	電話賣買金融	本文欄外	450
	電話金融倉庫貨店貸室	巻頭	4

【度量衡】

藤澤商會	けかり、面尺、巻尺、折 尺、辨類、溫度計、ポー メ、ノギス、ステレツチ メートルガラス、化學 用量器	本文欄外	642
------	--	------	-----

【時計、眼鏡、きせる】

伊勢伊時計店	時計專業	本文欄外	42
東洋商會	新古時計賣買	179	
香取時計店		24	
朝倉メガネ店	メガネ	698	
松島	めがね	746	
村田長兵衛	村田張きせる	747	
兩國村田老舗			

【取引所取引員】

入ト商店	角田勇	東株短期實物取引員	本文欄外	479
岩岡株式商店		東株一般取引員	86	
角治商店		東株取引員	184	
粕谷健一郎商店		東株短期實物取引員	187	
龜清兩替店		東株一般短期 實物國債取引員	204 791	
山中清兵衛		東株一般短期 實物國債取引員	244	
久保田證券 株式會社		東株一般短期 實物國債取引員	407	
田口重一商店		東株短期實物取引員 東米人綱部取引員	419	
田丸屋		東株短期實物取引員	422	
大五商店		東株一般取引員	435	
高田悅三商店		東株一般取引員	405 462	
玉塚商店		東株一般取引員	527	
徳田商會		東株一般取引員		

中島政治郎商店	東株短期實物取引員	本文欄外	546
成瀬省一	東株一般短期實物國債取引員	568	
平野長藏商店	東株短期實物取引員	637	
平原重吉商店	東株一般取引員 東米各部取引員	638	
船橋理三郎商店	東株取引員	662	
二葉屋株式会社	東株短期實物取引員	661	
山一證券株式會社	東株一般取引員	775	
吉田商店長尾秀一	東株一般短期實物國債取引員	563	
角谷貞之助商店	東米米穀總糸人綱正米取引員	324	
進藤喜治商店	東米取引員	330	
相馬榮治商店	東米取引員	404	

【荷札、荷造材料】

ヒラノ荷札		本文欄外	628
細井商店	蓋紙、油紙、平紐 麻糸、荷造材料	673	

【派出婦人會看護婦會】

日の出派出婦人會		本文欄外	629
美德產婆看護婦會		628	

【履物】

和泉屋履物店		本文欄外	611
--------	--	------	-----

【美容、化粧品】

ハリウツド美容室		本文欄外	627
美粧俱樂部		681	
女子整容大學園			
東洋美術工業所	パフポット	348	
平尾贊平商店	レート化粧品本舖	635	
キング印平野石鹼		637	
倉橋三平商店	エスケーコナ石鹼	250	

【不用品、拂下品】

一六商會	不用品買入	本文欄外	75
牛込丸加	不用品	681	
丸高	不用品	708	
木暮商店	陸海軍諸官衙拂下品	680 709	
		281	

【文房具、事務用品】

トンボ鉛筆製作所		本文欄外	492
菊三淺野商店	成功印ソロバン	22	
利見商事株式會社	内外文具、算盤	494	
堀井隱寫堂本店	堀井隱寫版	675	
ローヤル 輪轉機商會	輪轉機寫機、隱寫版用品一般	824	
阿部商店	名宛印刷器	6	
稲岡事務器商會	各種タイプライター	79	
稻葉商店支店	タイプライター	80	
黒澤商店	タイプライター 及業務用機械	254	
日本タイプライ ター株式會社	タイプライター 附屬商品類	464 587 669	
松本操製作所	日本金銭登錄器	706	
森山工業所	印内隱寫版用品、各種事務 用品類、諸官廳用品一切	762	

【防水布】

清水防水布店	防水布、製品、材料問屋	本文欄外	346
富士防水		644	

【模型、標本、剝製】

上野科學社	模型、標本、剝製	本文欄外	97
-------	----------	------	----

【羅紗、洋服】

セキネ羅紗店本文欄外	398
ハンター洋服店	紳士服、婦人服	600
ヨシザワ	毛糸、洋裝高級洋雜貨	809
米田屋洋服店		819

【旅館、ホテル】

旭樓本文欄外	25
紀伊國屋旅館		226
志保原331(側、)	
圓宿ホテル		110
圓宿ホテル支店朝日館		111
帝國ホテル		484
東京ホテル		518
虎の門ホテル		534
人形町ホテル		590
万平ホテル		713
鬼怒川温泉ホテル案内所		220

【料理、割烹、待合】

あか糸	北京料理	前付附録	22
赤坂錦水本文欄外	239	
伊豆菜	うなぎ蒲焼		36
いけす本店			55
出今井	關西料理		77
雨月朝	牛島鮮魚		82
大壽莊	支那茶寮		95
大和岡田常三郎	うなぎ		141
雅叙園	芝浦、北京料理		153
借樂園	目黒、北京、日本料理		181
金田	支那料理		182
神田川	鳥		196
川崎屋	蒲焼		203
カフエー	割烹		210
銀鍋(抄草)	鳥鮮魚割烹		113
銀鍋(佐竹)	鮮魚鳥割烹		241
キタサワ	喫茶、食事		221
小ぢやし	櫻なべ、櫻肉		241
小泉園小泉別館	割烹温泉旅館		260
幸鮨本店			262
山水樓	支那料理		287
山茶寮(つばき)	家族本位ノモダン和食グリル		295
春岱寮			329
新橋橋善	天ぶら		329
松橋林	櫻なべ		353
治作	らしわ、水だし、鳥、川魚料理		332
水神の森八百松	割烹旅館		784
翠松園	支那料理		370
末廣本店	鳥、支那、割烹、魚均一料理	{ #340(上、側) #371(上、側)	
壽賀野	割烹		369
たな軒か	譯辨、壽司、料理仕出		411
第一東洋			429
千葉家	江戸前料理		466
築地錦水			241
天七			489
天春	天扶良博焼		489
東軒			521
同花(花家)	割烹		615
常盤家			526

烏鍋本店	料理本文欄外	585
中鳴早	喫茶食事		548
早川	關西料理		569
ヒゲノ天	牛島割烹		613
二平	天ぶら		632
辨葉	かに海老料理		661
星岡茶寮			668
本郷パー總本店			672
松喜	牛島料理		195
松本割烹料理店			666
まる	すつぼん料理		705
茂森	天ぶら、小料理		711
森竹	割烹		752
八ツ目鰻食堂	茶寮料理		761
山口屋酒場	猪、熊、鹿、虎、豹牛肉料理		765
山米	料理		501
萬久	牛島		785
萬家	割烹		818
緑風	支那料理		802
田音喜	待合		823
仙喜	待合		81
津乃田	待合		170
	待合		401
	待合		480

【和洋紙、紙器】

朝田洋紙店	朝日印レクロザー本文欄外	24
	洋紙一般		
大倉洋紙店	洋紙、和紙、各種セロフワン		137
岡本商店	洋紙商		164
川島洋紙店			171
柏原洋紙店	三菱製紙會社代理店		187
上村洋紙店	洋紙		200
木郎洋紙店	内外洋紙		226
七條洋紙店			336
大同洋紙店東京支店			425
大文字洋紙店			426
合丸洋紙店			428
臺灣紙業株式會社			429
			199
中井商店	洋紙		540
はいむら	紙		602
			647
深山洋紙店	洋紙問屋		726
三村洋紙店			723
葦屋川島襪紙店	襪紙、引手、壁紙		211
山田洋紙店	丸甲印羅紗紙發賣元		790
中川商會	紙コップ		541

【其他】

中島商會地所部	土地分讓本文欄外	544
東滿洲人絹パルプ株式會社			631

目 次

局 用 電 話 一 覽	目次裏面
電話番號簿の調製配布に就て	1
電話番號簿に就て加入者へ	1
東京電話交換加入區域略圖	2
電話番號簿の調べ方	4
臺灣との通話開始に就て	5
電話使用上の御注意	7
一、一般的注意	7
(一) 手働式電話の場合	7
(二) 自動式電話の場合	7
二、市内通話	8
(一) 手働式局加入者の場合	8
(二) 自動式局加入者の場合	11
(三) 私設電話使用者の場合	13
三、市外通話	14
四、電話の料金	17
五、電話番號簿掲載及代表番號の取扱	19
六、電報託送	20
業 務 要 覽	21

加入者名電話番號及架設場所	1—836
---------------	-------

一、請求書を御提出になる加入者各位へ	附録 1
二、各種請求書式	附録 2
三、電話の區域	附録 12
(イ) 東京の電話に加入することの出来る區域	附録 12
(ロ) 東京で呼出請求の出来る區域	附録 12
(ハ) 東京から通話の出来る區域と料金	附録 13
四、電話に関する参考規定類	附録 27
(イ) 電話規則	附録 27
(ロ) 電話加入申込制限ノ件	附録 28
(ハ) 電話特別開通規則	附録 34
(ニ) 電話加入名義又ハ電話機設置場所變更制限ノ件	附録 34
(ホ) 電話通話規則	附録 34
(ヘ) 内鮮電話通話規則	附録 37
(ト) 電話火災報知ノ件	附録 37
(チ) 電話番號簿廣告掲載規程	附録 37
五、電話に依る電報託送發受心得	附録 38
六、電話に依り電報の送達方を請求して居られざる加入者に宛つる電報の差出方	附録 39
出火のとき消防署へのしらせ	附録 40

局用電話一覽

手働局所屬加入者用

市内	電話の故障は……其局	60番	(故障電話機の属する局の)
	自働局加入者の電話番號問合せは……自働	100番	(自働百番と交換取扱者へ)
	手働局加入者の電話番號問合せ、通話停止、解除、轉番等電話使用上の問合せは……其局	500番	(問合せべき手働加入者の属する局の)
	市内通話に関する申告は……其局	8000番	(申告加入者の属する局の)
	火事の時消防署へ通知するには……火	事	(火事と交換取扱者へ)
市外	市外通話の申込は(即時接続地を除く)……市外又は記録		(川崎、大森、荏原、中野、足立、世田谷、荻窪、蒲田、王子)
	即時接続地への通話申込は……即時		
	通話申込の取消 通話種別の變更 待合時分の問合せ	は……市外	500番
	市外地各局加入者番號問合せ及申告は…丸ノ内	105番	

自働局所屬加入者用

市内	手働局並自働局加入者の電話番號問合せは……	100番	(局番號なしの三數字)
	電話の故障	自局は……	113番 (局番號なしの三數字)
		他局は……其局	0060番 (故障電話機の属する局の局番號をつけて六數字)
	通話停止、解除、轉番等電話使用上の問合せ	自局は……	114番 (局番號なしの三數字)
	他局は…其局	0500番 (問合せべき手働加入者の属する局の局番號をつけて六數字)	
市外	市内通話に関する申告は……	116番	(局番號なしの三數字)
	火事の時消防署へ通知するには……	119番	(局番號なしの三數字)
	市外通話の申込は(即時接続地を除く)……	101番	(局番號なしの三數字)
	即時接続地への通話申込は……	102番	(局番號なしの三數字)
	通話種別變更、申込取消 待合時分の問合せ	は……	104番 (局番號なしの三數字)
	市外地各局加入者の番號問合せ	は……	105番 (局番號なしの三數字)
	市外通話に関する申告は……	106番	(局番號なしの三數字)

下記電話への御用は手働局加入者も自働局加入者も同じです

- ◇自働百番(又ハ100番)の取扱に関する申告は……丸ノ内23-0001番
- ◇中央電話局長への申告は……丸ノ内23-0100番
- ◇電話の呼出は……丸ノ内23-0123番
- ◇加入に関する御用は……**☆**丸ノ内23-0421番(9)※…{東京中央電話局加入者は麹町區大手町二丁目
(加入者名義變更、移轉其他各種請求書/受付、私設接続、甲種施設、特急架設) (市電丸ノ内一丁目下車)
(區域外加入、特別閉通、未設電話、電話番號/選定、番號簿/編纂並配付等) (省線東京驛)}
- ◇局員工事打合用(着信無料)……丸ノ内23-1444番……[東京逓信局工務課]
- ◇電話機械移轉、一時撤去、電線路移轉等の工事に就ては……**☆**赤坂48-

0662	}	東京逓信局工務課は赤坂區姿町(市電虎ノ門下車)
0663		
0664		
- ◇市内、市外通話度數其他料金徴収に関する御用は……**☆**青山36-

5020番(5)	}	東京中央電話局料金は赤坂區青山北町四丁目(市電青山四丁目下車)
7060番(5)※		
7065番(5)		

注意 { **☆**印の電話への通話は有料です **※**印は交換機に收容してある電話です
×印の電話は一般執務時間退廳後は執務して居りませんから應答せぬ場合があります
 ります

◇電話番號簿の調製配布に就て◇

電話番號簿發行締切期日

本年四月一日は日曜日に當りますので、一般加入者の御便宜を考慮し四月二日を以て締切期日と致しました。

浅草局加入者根岸區域へ切替實施

浅草區域より根岸區域へ切替られたる電話の加入者名、電話機架設場所等の異動は本簿締切日四月二日以後のものでも原稿作成上五月一日までのものは便宜本簿に採録致しました。

加入區域の改正

本年四月一日より當局特別加入區域は全部普通加入區域に編入せられました。従つて特別加入區域に於ける附加使用料並に電話線接続料は撤廢せられ、又區域外加入者はそれと差引かれ負擔が軽減せられることになりました。

電話番號簿配布

- (1) 新刷の番號簿を御受取になりました節は落頁、誤綴等一應内容を御覽下さい。萬一印刷製本上不良の箇所を御發見の場合は御手数乍ら當局加入課へ御送付下さる直ちに御引換致します。(御送付の際「通算事務」と御記入あらば切手貼付は必要ありません)
- (2) 電話機架設場所變更の場合は舊架設場所より其の番號簿を引上げそれを御送付することにしてゐます。従つて若し舊架設場所にて番號簿紛失等のため引上が出來ないときは御送付致し兼ねますから御氣の毒ながら御買求下さい。當局加入課に於て賣捌いてゐます。
- (3) 郵便局から折角配達に參へりましても持戻ることがありますから門標の掲出を特に御注意下さい。
- (4) 通話休止その他電話機取外中の場合には番號簿の送付を一時見合はせ再取付の際直ちに御送付致します。

◇電話番號簿に就て加入者へ◇

古い番號簿を使用せぬこと

新しい番號簿が届きましたら、古い番號簿は御使用にならない様に願ひます。

追加番號簿は先に見ること

追加番號簿が出來たときは、先づそれから見ることにして下さい。

架設場所變更のとき

前架設場所から電話番號簿が引揚げられますれば、移轉後間もなく郵便にてその番號簿をお送り致します。又其の使用者が紛失等せられました節には新たに番號簿の御買求を願ひます。若し長く番號簿が参りません場合は御手数でも加入課へ電話又は書面にて御通知を願ひます。移轉の場合同じ電話を引續き御使用になる場合は番號簿は御忘れなく新架設場所へ御持ち下さい。

四月三日以後の名義變更場所變更は掲載なし

此番號簿は

九年四月二日現在の加入者を調査して掲載したのでありますから、三日以後に名義又は架設場所の變更をなされた加入者は掲載してありません。

番號簿の誤謬訂正

編纂校正に就いては出来るだけ誤謬のない様に注意は致しましたが、萬々一誤植其他製本上手違を御發見の場合は訂正の都合がありますから、成るべく早く書面又は電話にて當局加入課(電話丸ノ内23-0421番^①)へ御申出を願ひます。直にお引換致します。

他人名義の電話使用

この場合にはその加入者名を番號簿に掲載致しても殆んど其の用をなしませんから、可成掲載省略の請求をせらるゝか又は他人名義掲載を請求せられまして實際使用者の名義が掲載せられます様切に希望致します。

東京電話交換加入區域略圖

附各課局廳舍所在地一覽

凡例

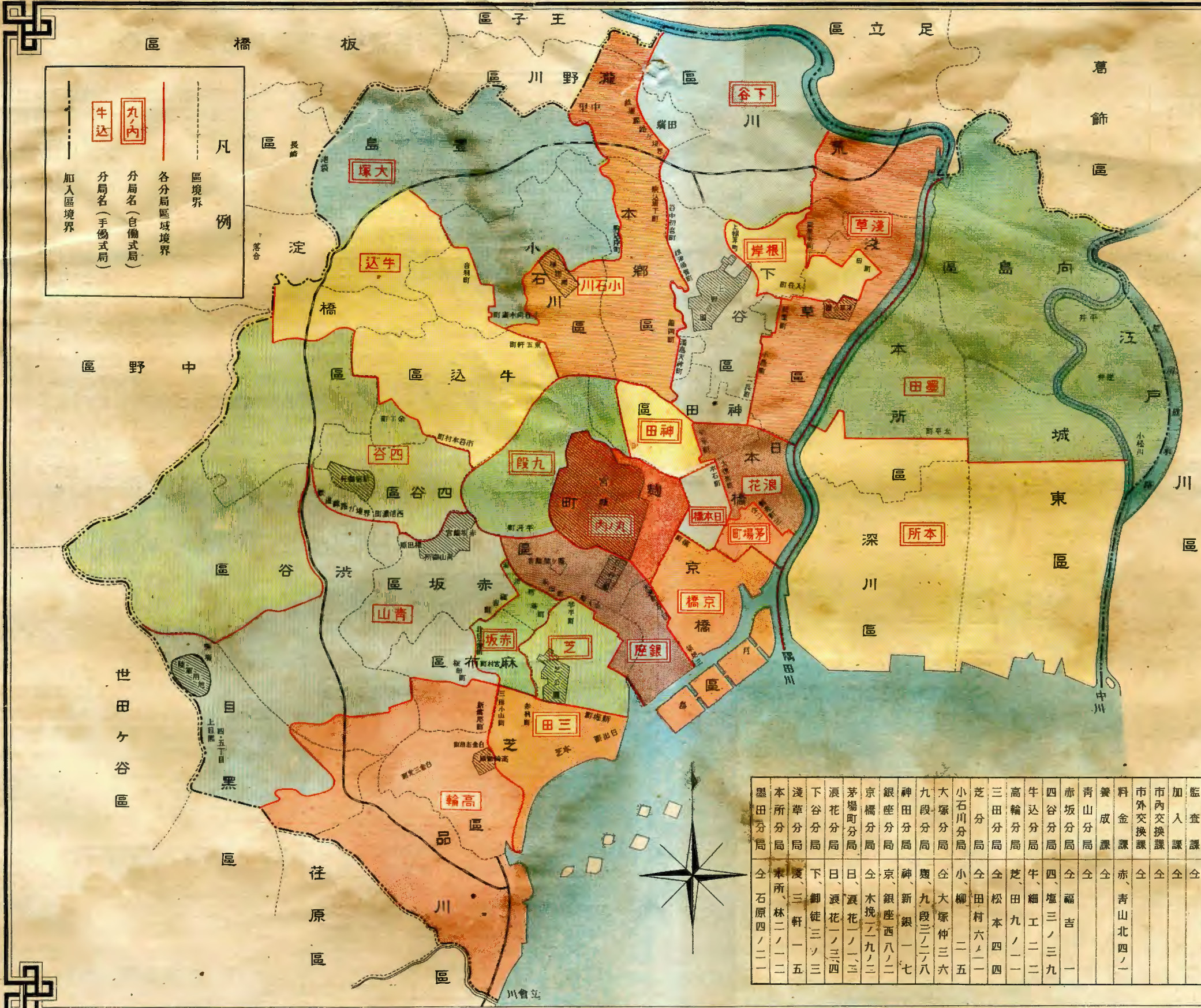
區境界

各分局區域境界

分局名(自備式局)

分局名(手働式局)

加入區境界



課局名	區、町、地番
東京中央電話局	麹、大手二ノ四
庶務課	全
監査課	全
加入課	全
市内交換課	全
市外交換課	全
料金課	赤、青山北四ノ一
養成課	全
赤坂分局	全
四谷分局	全、福吉
牛込分局	四、堀三ノ三九
高輪分局	牛、細工二二
三田分局	芝、田九ノ一一
芝分局	全、松本、四四
小石川分局	全、田村六ノ一一
大塚分局	全、大塚仲三六
九段分局	麹、九段三ノ七八
神田分局	神、新銀一七
銀座分局	京、銀座西八ノ二
京橋分局	全、木挽二ノ九ノ二
茅場町分局	日、浪花一ノ三、四
浪花分局	日、浪花一ノ三、四
下谷分局	下、御徒三ノ三
淺草分局	淺、三軒一五
本所分局	本、所、林二ノ一二
墨田分局	全、石原四ノ二一

◇ 電話 番 號 簿 の 調 べ 方 ◇

氏名の並びかた

此電話番號簿

は、加入者氏名（稱號、屋號などを掲載したものは其名稱）の頭文字の通俗の發音によつてなるべく五十音順に登載してあります。尤も其發音の同じものは字畫の少ないものから（例、相と會は相を上）字畫の同じものは二字目（例、相川と相河は相川を上）三字目共同じものは三字目（例、相川正と相川昌は相川正を上）と云ふやうに順次發音と字畫とに依り掲載してあります。但し名を引き出す上の便を考へて同字を一箇所になるべく集めることに致しましたから安積、安宅、安達、安部、安東、安藤等訓音の異なるものも同一箇所に掲げました。

假名は片假名、平假名、變體假名の順に、夫夫該當すると認める漢字の初めの部分に（例、いせやは伊勢屋の上に）發音同一なる漢字二つ以上ありて氏名等により判別し難きものは字畫の少なき漢字の初に（例、アイツキ屋。合相、會、愛の何れか不明に付合の初）おは登、スマルヤの如きは該當する漢字なきものとしてオ、又はスの部の最初に又外國人の氏名（例、ピー・アール・ジョンソン）及純然たる外國語（例、バキューム・オイル・コンパニー）と認めらるゝものは、各部の最後に掲載してあります。頭の部分が日本語から出來て居るものと外國語でも漢字を慣用して居るものは其の該當部分に入れてあります。（例、東京ホテル、普蓮土女學校）

飯、梅、回、外、關、皇等の類は總て振假名の通り通俗の發音に依りました。又「かの部」に於ける角、角、神、神等同字で而も其の部で二様の訓音のあるものは總て角の次へ角、神の次へ神の順序に掲載してあります。詳細は索引に就て御覽下さい。

各種記號と同姓名の加入者

局名の左に圈とあるのは長距離加入者、電話番號の右に（共）とあるのは共同線加入

者（甲乙共）~~氏名~~電話番號の左右を〔小石川85-0936〕の楯く括弧で圍んであるのは連接加入者であります。

加入者名の次に※のあるのは、私設電話機官廳用若くは甲種増設電話機の接續があると云ふ記號であります。此記號はすべて呼び方には關係はありません。

氏名の活字が 山本信二……………電話24-1165
山本信造……………*京橋56-3292②

の如く一般のものより少し大きいのは、代表番號で（電話使用上の御注意中代表番號の項参照ありし）、番號の次にある數字は加入個數であります。

同姓名の加入者に對しては之を區別し易くする爲に、架設場所の終りに職業名を掲載しました。尤も職業名の掲載を好まざる向又は他人方を架設場所としたものに對しては多くは貸電話ですから同姓名のものがあつても職業名は掲載致しません。

架設場所略記

電話機架設場所

で「淺」とあるは淺草區、「郷」とあるは本郷區、「所」とあるは本所區、「荏」とあるは荏原區を略掲したものであります。

番號の判らぬ場合

番號簿に稱號で

出て居る加入者がありますから、名前で調べて見當らぬときは稱號でも調べて下さい。追加番號簿が出て居る場合は先づ以て夫れを御調べ下さい。

本番號簿及追加番號簿で御調べになつても判らぬときは、自働局加入者は相手が自働局所屬でも手働局所屬でも單に100番（局番號なしの三數字）へお問合せ下さい。

手働局加入者は相手方が自働局所屬のときは單に「自働100番」と交換手に告げ、相手方が手働局所屬のときは從來通り其の相手方加入者の屬する局の500番へかけて御問合せ下さい。市外地加入者の電話番號は手働局所屬加入者は丸ノ内105番へ自働局所屬加入者は105番（局番號なしの三數字）へ御尋ね下さい。

臺灣との通話開始に就て

六月二十日から臺灣と電話で話しが出来る様になりました。数回の旅行を要することも、あながら電話一本で即利用足しが出来ます。よく電話を利用する者のみが、凡ての交渉に優先を制する特権を持つて居ります。

◎電話設備のあらまし

内地臺灣間の電話通話は 逓信省が、國際電話株式會社の國際電話設備を使用して、其の取扱を爲すことになつて居ります。故にこゝに國際電話設備のあらましを説明することは、必ずしも、徒爾ではありません。

かねて工事中であつた國際電話株式會社の國際電話設備はこのほど其の一部が完成したので、これに依つて、先づ臺灣との通話を開始し、引續き滿洲、ジャワ、マニラ、及歐米等とも通話を開始する段取であります。此の劃期的事業は、將來必ずや、我が國の通商貿易にとつては勿論、國際親善の上に於ても、其の貢献するところ偉大なるものがあることは申すまでもないのであつて、邦家の爲め、誠に慶賀に堪えない次第であります。

國際電話回線は、有線電話と無線電話とを連絡して作成するので、無線電波の送信所は茨城縣名崎村に、同じく受信所は埼玉縣小室村に、建設せられてあります。そして、東京中央電話局と、上記の送受信所との間は、電話「ケーブル」で連絡し東京中央電話局内には「ボークス」と稱する端局装置と、國際電話交換機とを設備し、此處で國際電話回線は、國內の各所へ張りめぐらしてある有線電話回線と、接続するやうになつて居るのであります。又臺灣側は臺北郵便局内にこゝういふ装置があつて、臺灣全島の有線電話回線と接続するのであります。かくの如く國際電話回線 通話を爲すには、有線回線と無線回線とが接続せられるのであるから、電波が空中を傳はる間に、空中電氣等のために、種々の妨害を受けることもあり、又雑音や「フェーディング」といつて到達する電波が、弱められるやうな現象も起ります。或は又反響現象といつて、こちらから送つた通話の電流が先方へ到達し、其の一部が歸つて来て、自分の受話器に入つて、受話を妨害することもあります。こゝういふ妨害を、出来るだけ軽減するために、東京中央電話局には、前にも申しました「ボークス」と稱する端局装置を設けて、これに専任の技術員を

配置して、有線側及無線側に於ける回路状態を監視し、其の變化に應じて本装置の調整を行ひ、出来るだけ電波の妨害に打ち勝つて、良好なる通話を與へるやうにしてあります。

しかしながら、空中状態が極めて、急速に且つ著しく變化したり、通話電流が異常に小さくなつたりすると充分なる調整を行ふことが出来なくなつて、通話が困難となることがあります。従つて料金を徴収する通話時分は、通話が満足に行はれたと認められた時分のみを積算して、決定することになつて居るのであります。尙通話者に於ても、要領よく通話を行つて、回線を生かして使ふことに心を配つていただきたいのであります。

無線電話回線は通話の秘密を保持する上に於て多少危惧の念を抱かれる向も、あるかも知れないが、國際電話回線には、秘密電話装置を設備し、たとへ無線電波を傍受しても、通話の意味が全く判明しないやうにしてありまして 通信の秘密は充分保つやうにしてあるから盗聴せられる虞はないのであります。此の點では安心して通話が出来ます。

◎皆様へお願

- イ 通話するときは、送話口に口を近づけて、音聲は高く明瞭に御話し下さい。
- ロ 通話 焦らず、相手方が終つてから發聲する様にして下さい。相手が話して居るときに、こちらから發聲すると話がわからない様になります
- ハ なるべく騒音のない室内でお話し下さい。
- ニ 御取引先、其の他御關係の向との間には、お互に、御使用になる電話番号を知らせ合せ置くと非常に便利です。先方 電話番号がわからないときは、電話局へ御問合せ下されば、調べて差上げることになつて居ります。
- ホ 先方が御不在のことのない様に、豫めお互に在社又は在宅の時間をお打合せになつて置くことも、氣の利いた電話の使ひ方です。

◎臺灣へ電話をおかけになるには

イ 東京中央電話局の加入者

自動式電話の加入者は「一〇三」をダイヤルし又手動式電話の加入者は、「臺灣」と告げて、臺灣の受付係が出ましたら、対話者の電話番号、請求者の電話番号等を取扱者に申し込んで下さい

ロ、東京へ即時通話の出来る局（川崎、大森、荏原中野、足立、世田谷、荻窪、蒲田、王子の各局）の加入者

自動式電話の加入者は「一〇〇」をダイヤルし手動式電話の加入者は受話器を外し、局が出ましたら取扱者へ「臺灣」と告げて下さい。さうしますと東京局内にある臺灣の受付係へつなぐことになつてみますから、間もなく受付係が出ましたら対話者の電話番号、請求者の電話番号等を取扱者に申し込んで下さい。

ハ 前記以外の局の加入者

前記以外の内地加入者例へば横浜、名古屋、大阪、京都、神戸等の加入者は其の所屬局へ一般の市外通話を申込むときと變りはありません。

ニ 通話局（郵便局、電信局又ハ電話局窓口）から臺灣通話を請求する場合

通話局へ行つて、通話券を貰ひ受け、これに所定の事項を記入し料金に相當する郵便切手を貼付して差出し臺灣と電話がつながるのを俟つて通話をして下さい。

◎料 金

普通通話料 一通話時=付 六 圓

至急通話料 一通話時=付 十二圓

内地と臺灣との間の通話料金は總て均一であります。

例へば東京と臺北と話しても、大阪と臺南と話しても、鹿児島と基隆と話しても、通話料はかわりません。要するに、内地側の取扱局と臺灣側の取扱局との間は距離の遠い近いにかゝらず同額の通話料であります。

一通話時といふのは三分間であります。三分未満でも三分として計算いたします。通話中に雑音が非常に多くて話がわからなかつたり、又は通話の音聲が低くなつて話が聞きとれなかつたときは其の時間は切捨てることになつて居ります。

◎通話の取扱時間

加入者相互間 { 毎日午前八時から
午後十一時まで

通話局（郵便局電信局又電話局窓口）で通話を請求する場合 { 毎日午前八時から
午後八時まで

内地と臺灣との間の通話は終夜取扱ひません。右の通り取扱時間に制限があります。加入電話で話す場合の取扱時間は長くなつて居りますが、通話局（郵便局電信局又ハ電話局窓口）へ行つて話す場合の取扱時間は短くなつて居ります。

内地と臺灣とでは一時間の時差があります。つまり臺灣では内地より一時間遅れてゐるのです例へば内地で午前八時は臺灣では午前七時、内地で午後十一時は臺灣の午後十時にあたつて居ります。

冒頭に掲げてある取扱時間はもとより内地の時間でありませぬ。これを臺灣の時間になほすと臺灣側の取扱時間は次の様になります。

加入者相互間 { 午前七時から
午後十時まで

通話局（郵便局、電信局又ハ電話局窓口）で通話を請求する場合 { 午前七時から
午後七時まで

◎其 の 他

前記以外のことがら、例へば通話の取扱方法、通話の取消等は、内地一般の電話通話の場合と同様であります。

◎臺灣側通話對手局

臺		北
園		隆
園	連	港
園		竹
園		中
園		義
園		南
園		雄
高		

園とあるのは長距離通話を爲す資格のある加入者に限り内地臺灣間の通話が出来て示したのであります。

電話使用上の御注意

電話交換の良否は局側取扱の如何に依ることは勿論であります、電話使用者側に於て豫め電話取扱の方法なり、規則なりを御了解下さると否とによることも大いに關係があることですから、電話を御使用になる方は先づ以下記載の各事項を充分熟讀せらるゝ様お願いいたします。

現在東京中央電話局所屬の加入者は二十二の局に收容され、その内小石川、高輪、青山、牛込、四谷、浪花、墨田の七局は手働式であります、京橋、本所、下谷、神田、茅場町、九段、大塚、丸ノ内、日本橋、芝、三田、淺草、赤坂、銀座、根岸の十五局は自動式であります。

一、一般的注意

(一) 手働式電話の場合

呼出し上の注意

- 相手の局名と番號は、能く確めた上明瞭に交換取扱者へお告げ下さい、局番號で請求せぬ様願ひます。
- 交換取扱者へは發信上の要件だけを告げること
- 交換取扱者に番號を告げた後「ジージー」と云ふ斷續音が聞えたら話中です。
- 「フーフー」と云ふ斷續音が聞えたら、相手方につながつて「ベル」が鳴つて居るのです。

通話中の注意

- 通話中に接続が切れたら、呼ばれた方は直ぐに受話器を掛けてお待ち下さい、掛けた方は受話器の掛金物を三、四回上下して交換取扱者を呼び切れた旨お告げ下さい。

終話後の注意

- 話済みの時は必ず受話器（耳に當る方を下にして）を掛金物に掛けること
- 受話器をはづし放しにすると一時不通となる場合があります。

電話番號の取調

- 電話番號簿で調べても判らぬときは、その加入者が自動式局所屬なれば交換取扱者に「自動百番」と告げ、自動局の案内係へ。
- 手働式局所屬の加入者番號の取調はその局の五百番へ
- 市外各地加入者の電話番號を聞くには「丸ノ内105番」へ

電話の故障

- 電話の故障に就ては故障電話の屬する局の「六十番」へ

火事通報上の注意

- 出火の際は交換取扱者に「火事」とお告げ下さればすぐ消防署が出ますから出火場所（附近に何か有名なものがあればその名稱）を明瞭にお告げ下さい

事務用電話に就ての注意

- 事務上に就き局へ御用の節は目次裏の「局用電話一覽」を御覽の上御必要の係を御呼び下さい。

(二) 自動式電話の場合

廻轉盤に対する注意

- 發信音が聞えてから廻すこと

- 指しまできつちり廻して放すこと
- 先づ局番號を廻してから電話番號を廻すこと
「0」も番號の中ですから必ず廻すこと
- 廻轉盤は、途中で廻轉を止めたり、殊更に力を加へて後戻りさせたりせぬこと
- 番號を廻し違へたら、一旦受話器を掛けて又最初から呼び直すこと
- 鉛筆やペン軸などで廻さぬこと

呼出し上の注意

- 電話機に向ふ前に、相手の局番號と電話番號とを能く確めること
- 呼出中に「ジージー」と云ふ斷續音が聞えたら話中ですから暫く經つてかけ直して下さい
呼出中に「ツーツー」と云ふ斷續音が聞えたら相手方につながつてベルが鳴つて居るのです。
同一共同線相互間の通話は 115 番（局番號なしの三數字）へ

通話中の注意

- 通話中は廻轉盤に手を觸れぬこと
- 通話中に切れたら呼ばれた方は直ぐに受話器を掛けて先方から更に呼んで来るのを待つこと
- 市内通話中には受話器掛金物に手を觸れぬこと
- 市外地と通話中、交換手を呼ぶ場合に限り掛金

物を上下すること

- 話中に電話機から離れる時受話器を掛金物に掛けぬこと

終話後の注意

- 話済みのときは必ず受話器（耳にあてる方を下にして）を掛金物に掛けること
- 受話器を外し放しにすると一時斷線となることがあります。

電話番號の取調

- 市内加入者の電話番號が番號簿で調べても判らぬ時は「100」番（局番號なしの三數字）へ
- 市外各地加入者の電話番號を聞くのには「105」番（局番號なしの三數字）へ

電話の故障

- 自局電話の故障に就ては「113」番（局番號なしの三數字）へ
- 他局電話の故障に就ては故障電話の屬する局の「0060」番（局番號を附けて六數字）へ

火事通報上の注意

- 出火の場所を消防署へ知らせるには「119」番（局番號なしの三數字）へ
- 出火の場所を聞く爲に「119」番を呼びぬこと

事務用電話に就ての注意

- 事務上に就き局へ御用の節は目次裏の「局用電話一覽」を御覽の上、御必要の係を御呼び下さい。

二、市内通話

（一）手働式局加入者の場合

一般加入者の掛け方

（イ）番號の呼び方調べ方

1. 相手方の局名、番號があいまいであつたり呼び方が不明瞭ですと間違の因で、お互に迷惑をします

から、局名と番號は、番號簿でよく確めてから、「ハツキリ」とおつしやつて下さい。

もし番號簿で調べても判らないときは先方が自働式局加入者ならば「自働100」番で、手働式加入者ならばその局の「500」番でお尋ね下さい。

加入者の過失で相手方の番號を間違へたときは有料とな

りますから、前以てお調べ下さい。

- 2. 下記数字は、同一音に聞へ易く、間違が起り勝てずから、特に御注意下さい。

三と千 (例へば三十と千十、三百と千百) 一と七

と八 (例へば十一と十七と十八) 六と八 (例へば六

百と八百) 十と九 (例へば百十と百九) 等は間違ひ

易いのです、一、二 (千位百位のとき) 四、七、九

一千は振假名通りお呼び下さい。

(ロ) 局を呼ぶとき

- 1. 手働式の電話で他の何れの局の加入者を呼ぶにも従来通りの方法でよいのです。受話器を耳に當てたまゝ交換取扱者の出るのを待ち、相手方の局名と電話番号とをお告げ下さい。

但し此の場合に局番で通話の請求をなさぬ様お願いいたします。

- 2. 代表番號の加入者へ掛けるには、代表番號以外の番號を呼ばぬ様にして下さい。

電話番号簿に牛込34-2000(6)とあるのは2000番から2004番までであると云ふ事ですから、此の加入者へ掛けるには牛込2000番とお告げになれば、交換取扱者は牛込2000番から2004番迄を調べて話中でない電話につなぎます。

尤も長距離通話は、其の資格のある電話に限ります。

代表番號の加入者は、相手方から、番號を聞かれたときは、代表以外の番號は答へぬ事にして下さい。掛けた方が相手違と誤信しますから。

- 3. 共同線加入者をお呼びの場合は、單に其の電話番号だけを交換取扱者にお告げ下さい。

連接加入者と通話する場合は、先づ本加入者番號を交換取扱者に告げ、更に本加入者に「連接」と告げて、連接加入者への接続方を依頼して下さい。

- 4. 呼出音が聞こえてから暫くの間お待になつても、相手方が出ない時は、受話器掛金物を三四回上下

して交換取扱者に其の旨をお告げ下さい。その儘切ると通話済と見做されることがあります。

- 5. 呼出音も話中音も聞えず、又相手方も出て来ない時は、前同様受話器掛金物を三四回上下し取扱者を呼び此の旨お告げ下さい。

呼出音、話中音の信號に就ては前述の通り普通の場合相手の出るのを待つてゐる間に必らず聞える筈のものです。若し聞えない場合があつたならば、それは設備又は交換上に事故があるのですから、受話器を耳に當てて盛交換取扱者を呼んで其の旨をお告げ下さい。

- 6. 交換取扱者が下記の場合御尋ねした事は、明瞭にお答へ下さい。

A. 通話料金合同計算の取扱になつてゐない向に對し共同甲、乙又は本加入、連接加入の區別をお尋ねしたとき。お答が明瞭でない、通話度數の計算が混同することになります。

B. 交換取扱者が相手番號をお尋ねしたとき又は番號を反覆したとき。それが間違つて居ないかどうかにかつて注意されぬと、相手違を起すことがあります。

C. 相手加入者が出ない爲に、交換取扱者を呼出されたとき、番號の問ひ質しに對しお答がないと接続の良否を確める事が出来ません。

交換以外の局への御用は「監督」又は其の局8000番(市外は丸ノ内0105番)をお呼びになつて、分局長又は主事へ直接お話し下さい。

(ハ) 他からかゝつて來たとき

- 1. この時は何某です又は「何局何番です」と、自分の名又は番號を問はれる前にお答へ下さい。

返事は「モシモシ」と云はず直ぐに名前を答へると呼んだ方に好い感じを與へ掛けた方は相手を確認する必要もなくお互に時間が省けます。

- 2. 通話中、交換取扱者から「モシモシ」と呼ばれたときは、すぐに「話中」とお答へ下さい。

お答がないと、交換取扱者は話済みと認めてその接続をきる場合があります。

3. 通話が中断されたときは、着信者は、受話器を掛けて、発信者から更に呼出して来るのをお待ち下さい。若し双方で直ぐ局をお呼びになると、どちらにも「お話中」とお断りする事になります。

4. 話済のときは、直ぐに受話器を掛金物にお掛け下さい。

受話器をはづし放しにすると機械が故障となり、他から呼んで来てもつなぐ事が出来ません。受話器は細い方を上にしてお掛け下さい。

5. 自動式電話から掛つて来て、通話が済み、他へかけ様としても取扱者がなかなか出ないときは、受話器を一旦掛けて引込み、暫く経つてから出て戴きます。

これは、相手を受話器を掛けずに置くか、又は掛けても不完全のため接ぎ放しになつたためですから、新線な時には掛金物をいくら上下しても、勿論切れもせず、又交換取扱者が出やう筈がないので、一旦引込んで、改めてお掛け直し下さい。どうしても切れず、交換取扱者が出なければ、他の電話から監督にこの旨をお告げ下さい。

6. 話の途中で交換取扱者を呼出す場合には、受話器の掛金物を静かに(一秒間に一回以下位の速さで)三、四回上下して下さい。通話の途中で電話から離れる場合は、決して受話器を掛金物にお掛にならないで下さい。若しお掛けになると話済みと認めてその接続を断つことがあります。

共同線加入者の掛け方

他の加入者へかける際、局が出たならば、「何番から何局何番へ」と云つて下さい。但し度敷料合同計算の届出済の向は單に「何局何番へ」と告げる 丈でよろしうございます。もし話聲が聞えたならば、受話器をかけて話が済むのを暫くお待ち下さい。

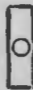
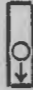

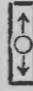

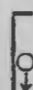
同一共同線の相互の通話をなすには、交換取扱者に其の相手方の番號を告げ、交換取扱者の指圖に依り一度受話器を掛金物に掛け、電鈴の鳴るのを待ち、

それが止んだら通話を開始して下さい。

連接加入者のある本加入者の掛け方

「本加入から何局何番へ」と交換取扱者に告げて下さい。尤も度敷料合同計算方届出済の向は單に「何局何番」と告げる 丈でよろしうございます。

轉換器(スキツチ)の取扱は、中々面倒ですから、下記に依つてお取扱ひ下さい。

- A、平常  局を呼ぶときは、轉換器の把手(ツマミ)は平常のままです。
- B、連接加入者から呼んで来たとき  把手を下方に倒して置き、通話が済めば、元の通り中央に戻すのです。
- C、連接加入者から「局へ」と告げられたとき  受話器を掛け、把手を上方に倒して置き、通話が済んだ信號があつたときは、把手を下方に倒して「モジモン」と呼び、應答がないときは直ぐに受話器を掛け把手を元の通り中央に戻すのです。
- D、他の加入者から連接加入者を呼んで来たとき  受話器を掛け、把手を下方に倒し、發電機を廻して連接加入者を呼出してから、把手を上方へ倒して置くのです。通話が済んだ信號があつたとき、前例に依り話済かどうかを確かめ、把手を中央に戻して置いて下さい。
- E、本加入者が連接加入者を呼ぶとき  把手を下方に倒し、發電機を廻して連接加入者を呼出し、話が済みでしたら把手を中央に戻して置くのです。連接加入者と通話中に、他の加入者から呼んで来たとき、は連接加入者に其旨を告げ、直ぐに話を止めて、他の加入者に應答して下さい。
- F、他の加入者と通話中に連接加入者から呼んで来たとき  通話の相手方にその由を断り、一旦把手を下方に倒し、「他と話中であること」を連接加入者に告げ、把手を中央に戻し、前の加入者との通話が済んでから連接加入者との通話を開始して下さい。

連接加入者の掛け方

局を呼ぶときは、受話器をその儘にして發電機を四五回廻し本加入者が出たならば、「局へ」と告げ、局取扱者には「連接から何局何番へ」と告げて下さい。尤も度敷料合同計算方届出済の向は孰れも單に「何局何番へ」と告げる 丈でよろしうございます。話済のときは、本加入者へ合圖のために、受話器を掛けてから發電機の把手を四、五回手早く廻さね

ばなりません。他の加入者から掛つて来たときも話済のときの合図は前と同様です。

本加入者と通話するときは、受話器はその儘にし、發電機を四、五回廻して本加入者を呼び出すのです。

(二) 自動式局加入者の場合

局番號と相手方を呼出す時の御注意

1. 局番號は二つの數字、電話番號は四つの數字です。「0」も數字の一つですから、洩さぬ様に願ひます。東京中央電話局では、自動電話方式として二つの數字で局名を規定してあります、例へば牛込「34」四谷「35」と云ふ如くであります。それで牛込一千六十番は「34-1060」、四谷二十番は「35-0020」と云ふ様に局番號と電話番號と六數字で呼ぶのです。
2. 各種の信號音を聞きわけて電話を使用せねばなりません。自動式電話は、機械の動作に連れ色々違ふ信號音を機械的に送つて、使用法を指し示します。此の信號音には、三種類あつて、發信音、呼出音、話中音と申します。發信音は、受話器をはづした時に聞へる音で、小さい羽車が廻る時に發する様な微かな連続音です。呼出音は、廻轉盤を六回廻し終つて相手方の電話機に接続された時に、聞える信號で、「ワーワー」と謂ふ斷續音です。話中音は、相手方が話中の場合と局線の塞がつて居るときに發する、「ジージー」と斷續して聞える信號です。廻轉盤を廻す途中で此の信號があつたら、夫れは局線がふさがつてゐることを知らすのです。
3. 相手方を呼び出すには、先づ受話器を外し、發信音を聞いてから、廻轉盤をお廻し下さい。廻轉盤は、右へ指止めまで早く確かり廻してから、指を抜いて戴きます。鉛筆や「ペン」軸などをお使ひになつたり、指で戻したりすると、機械を破損することになりますから、御注意を願ひます。

數字の孔を取違へたり、途中で止めたり又は後戻しなどをせぬやう御注意を願ひます。

若し呼出の途中に斯様な誤りがあつたならば、直ぐに受話器を掛け、更に最初から呼び直して戴きます。正しくない廻し方を爲さると接続が出来ない計りでなく往々誤接続となり他の加入者に御迷惑を掛けることとなります。

4. 呼出しの手續中に話中音が聞えて来たならば、直ちに受話器を掛けて引込み、暫くたつてから呼出しをして戴きます。
5. 番號の最後の數字を廻し終つて呼出音が聞えまして其の儘相手の出て来るのをお待ち下さい。若し暫くの間待つても相手が出なければ受話器を掛けてお引込み下さい、相手方が電話機の側に居なくて出ないのです。

通話中に於ける御注意

呼出中及通話中に受話器の掛金物を上げ下げしたり、又は返轉盤をいちらぬやう御注意願ひます。

受話器の掛金物は、平常受話器を掛けて置くだけの道具でなく、之を上げれば呼出手續の第一歩を踏み出したことになり、自動式では通話中掛金物を動かすと多くの場合接続が切れてしまい更に呼直さねばならない装置となつてゐます。

話が遠いからとか、或は出方が遅いからと云つて之を動かさぬ様に氣を付けられることが大切であります。

話が済んだ時の御注意

話が済んだら、直ちに受話器を元通りに掛金物にお掛け下さい。受話器を掛けずに置いたり、又は不完全な掛け方をして置くとか故障と見做して、一時電話線を切つて終ひます。

受話器を外してあることを局の方で知りますと、此のことを加入者に注意する爲に強度の信號を送ります。それでも尙ほ其の儘にして置かれると、故障と見做して一時其の線を切つて終ふことがあります。

主なる局用電話と非常用電話 に対する御注意

主なる局用電話と非常用電話の番號は、目次裏に掲載の通り局番號なしの三數字ですから、これと呼出すには廻轉盤を三度お廻しになればよろしく ございます。

1. 電話番號の取調、交換に関する問合、電話機の故障修理、事故申告等の爲め局へ掛ける時又は出火の際に消防署を呼ぶ時は、局番號を付けずに三數字だけお廻し下さい。此の三數字の局用電話は、凡て無料ですから、呼出しても料金は課せられません。
2. 自動百番は、本局にあり、自動式局所屬の加入者の番號の問合に應ずる事になつて居ります。
自動百番を呼ぶには局番號を附せず單に「100」と三數字を廻すのです。
3. 併し番號問合せ以外の事柄で、通話停止、加入者の移轉其他交換上の問合は、其の關係事項が自局に屬する場合は局番號なしの「114」番へ、他局なれば其の局の「0500」番へ願ひます。
4. 電話機械の故障については、自局電話の故障の向は局番號を附せず單に「113」番と三數字で、他局電話の故障は其局「0060」と局番號と合せて六數字でそれぞれ係員を御呼出し下さい。

共同線加入者の掛け方

他の加入者へかける方法は一般の自動式電話の場合と變りはありません。併し同一共同線相互の呼出に就ては、下記の通り手續が違ひます。

先づ局番號を付けず「115」番と廻轉盤を廻して一旦受話機を掛け、電鈴が自動的に鳴るのを待ち、相手方が出て、受話器を外した後に電鈴の鳴動が

止みましたら再び受話器を外して通話を開始するのです。

受話器を掛けた後に電鈴の鳴るのは相手方を呼び出してゐる證據です。

電鈴が續いて鳴つて容易に止まぬ時は、相手方が電話機の側に居ないか又は呼出に應ぜぬのです。此の場合は一度受話器を外し、又受話器を掛ければ、接続が切れて電鈴の鳴りが止みます。

自動交換實施後の實況に徴して

自動交換に関する電話機の使用方法、使用上の注意等に就ては前に述べて置きましたが、其の實際に就て御使用の狀況を見ますと、未だ電話の呼出や使用方に就て甚だ遺憾に思はれる點が尠くないのであります。仍て之等の事項を特に列記して電話使用者各位の御注意を喚起したいと存じます。

1. 出火通報用電話「119」番の呼出に就て

「119」番は出火を消防署へ通知する場合にのみ呼出す電話でありますのに、實際に就て見ると出火の場所を問合す爲に此の電話を呼出す向が尠くないのです。之が爲め消防署が非常な迷惑をするばかりでなく、若し此の問合が輻輳して居るが爲に肝心の出火を通知しようとしても、話中となつてゐて通知することが出来ない場合が生じて來ますから、斯の様なことのない様に各自注意せられたいのであります。

2. 呼出音や話中音の聞えない場合の御注意

呼出音、話中音の信號に就ては前述の通りであります。何れも機械又は交換手續上に故障などのない限りは、相手の出るのを待つて居る間に聞える筈のものでありますけれども、此の信號は相手方が自動式であると、手動式であるとに依つて、聞えて來るまでの時間に多少の相違がありますが相當の時間待つても聞えない場合があつたならばそれは設備又は交換上に事故があるのですから一旦切つて更に掛け直して見て戴きます。

(三) 私設電話使用者の場合

自動式局所属の私設電話機で局の加入者と通話するには自動式加入者の取扱心得の外、尙次の諸點に御留意を願ひます。

私設電話機から廻轉盤で局を呼ぶ場合でも、其の私設交換機の方式(自動式と手働式との區別)の如何に依り、電話の扱ひ方を異にし、私設電話機が手働式の場合には、また違ひますから、取扱方に就ては交換方式に依り、以下の三種(甲、乙、丙)に區別して記します。

甲、自動式私設電話機の扱ひ方(電話機、私設交換機とも自動式の場合)

相手加入者呼び出し方の御注意

此の式の私設電話から局の加入者を呼び出すには受話器を外して私設電話機附属の局線鉤を押し、(局線鉤なきものは0を廻せば局線に接がります)先づ發信音を確認して相手呼び出すのです。發信音を確認して後の呼び出し方、呼び直し方、其他の扱ひ方に就ては一般自動式加入者の場合と全く同様です。若しこの時發信音が聽えず、話中音が聽ゆれば、局への加入線が塞つて居るので、一旦受話器を掛けて引込み、暫くして改めてお掛を願ひます。

乙、自動式私設電話機の扱ひ方(電話機が自動式で私設交換機が手働式の場合)

(イ) 相手加入者呼び出し方の御注意

1. 發信音を確認してから廻轉盤を廻すこと。

此の式の私設電話から局の加入者を呼び出すには、受話器を外し、私設の交換取扱者が出るのを待ち、「局へ」と請求して發信音が聽えて来るのを待ちそれから相手加入者を呼び出すのでありますが、發信音を確認して後の呼び出し方、呼び直し方、其他の扱ひ方は一般自動式加入者の場合と全く同様であります。

2. 相手加入者呼び直し等の場合は受話器掛金物を一寸押へて放し、長く押へぬこと。

若し相手加入者が話中のため他の番號を呼ぶ場合又は相手番號違ひをした時、廻轉盤を廻し損つた時、その他引き續き呼び直しをする時などには一般自動式加入者と同様受話器を耳に當てたまま受話器掛金物を一寸(約一秒)押へて放し發信音を確認してから相手加入者を呼び直すのであります。若し此の時、餘り長く受話器を押へてゐると、私設交換取扱者が局線を切つて終ひますから、其點に御注意を願ひます。

(ロ) 話中に於ける御注意

1. 通話中に私設交換取扱者を呼ぶには交換取扱者呼び鉤を數回押すこと。

2. 受話器掛金物は上下せぬこと。

通話中に私設交換取扱者を呼ぶ必要があるときは私設電話機に附属の呼出し鉤を數回(一秒に一、二回の速さにて)押して下さい。若し、此の代りに受話器掛金物を上下すると話が切れることとなります。

丙、手働式私設電話機の扱ひ方(電話機が手働式の場合)

手働式局に所属の手働式私設電話機の場合と大體取扱ひ方は同じであります、次の事柄(イ)及(ロ)は所属局が自動式ですから特に御注意を願ひます。又(ハ)の事柄は従前の手働式局の所属の私設電話機の取扱ひ方と異つてゐますから之亦御注意を願ひます。

(イ) 相手加入者呼び出し方の御注意

發信後は成るべく引込まないで相手の出るまでお待ちを願ひます。

共電式私設電話機の場合は、受話器を外して私設交換取扱者を呼び出し、(磁石式なれば發電機を廻してから受話器を外し、)相手加入者の呼び出し方を依頼し、後、成るべく引込まないでお待ちを願ひます。

そうでないと通話が遅れるばかりでなく相手の加入者を長く待たせることゝなります。

(ロ) 話が済んだ時の御注意

話が済んだら、直ちに受話器を掛け、磁石式私設電話機では更に発電機を廻して下さい。

若し発電機を廻すのを忘れると、局の加入者から掛つて来たときに、(殊に市外から呼ばれた時)行き違ひを醸す事となります。

(ハ) 通話中に於ける御注意

局の加入者と通話中に受話器を上下せぬこと、又発電機等を廻さぬ様願ひます。

手働式局に所属の私設電話機に對して通話中に私設交換取扱者を呼ぶのに受話器掛金物を上下したり、発電機を廻したり致しますが、其慣習から自動式局所属の私設電話機にあつても、局の加入者と通話中、兎角之を上下したり、受話器を掛けて発電機を廻したり致す向もある様ですが、自動式局所属にあつては自動式加入者同様、多くの場合

通話が切れる事となりますから行き違ひなき様御注意を願ひます。

丁、即時通話の申込方

私設電話から即時地への通話の申込は私設電話が何れの方式でも、一般市外通話同様私設交換取扱者に依頼し、直接局に申込みぬ様願ひます。尙申込方依頼後は一旦電話を切ることなく其儘お待ちを願ひます。即時接続法実施後に於ては即時地への市外通話に限つて申込に使用した加入者線にて市外通話をする關係から現在申込に使用中の加入者線の電話番号を申込の際局に告げなければ當局として接ぎ得ない取扱方になつて居りますから、私設電話が自動式でも手働式でも私設電話から局へ直接お申込みなく先づ私設交換取扱者に依頼して下さい。

そして依頼後は電話を切ることなくお待ちを願ひます。

三、市 外 通 話

即時通話の請求

現在の即時地は 川崎、大森、荏原、中野、足立、世田谷、荻窪、蒲田、王子、の九ヶ所であります。

手働式電話からお掛けになる場合

(イ) 「何番へ」と応答がありましたら「即時」又は「對話地名」をいつて下さい。

(ロ) 公衆電話からお掛けになる場合も同様であります。

自動式電話からお掛けになる場合は三數字「102」番を呼出して下さい。

即時臺の交換取扱者が出ましたら一般市外通話同様申込み其の儘待てば直ぐ接がります。その電話以外の番號を云つて申込をしても接がりません。

自動式加入者から即時地への通話中受話器掛金物を

上下すると機械設備の關係で其接続は切れてしまひますから御注意下さい。若し通話中に切れた場合は直ぐに三數字「104」番を呼んで其旨をお告げ下さい。

市外通話の請求

市外通話の請求は手働式では局を呼んで、「記録」を自動式では三數字「101」番を呼んで御請求下さい。但し即時通話の申込に就いては市外即時接続の項を御覽下さい。

記録係が出て「どちらへお掛けて御座いますか」とお尋ねしましたら相手の地名電話番号とおかけになる方の局名電話番号をお告げ下さい尙至急通話の際は「至急通話」とはつきりお告げ下さい。

(イ) 記録係が出て地方名番號通話種別などを必ず反覆しますから、間違はないかどうかを御注意下さい。

(ロ) 長距離通話、が出来るのは長距離加入者相互間に限ります。但し先方が長距離加入でない事を気付かず通話を御請求となつたときは其の通話を按ぐ順番が来る迄お知らせが出来ない事になります。

【附記】(1) 御自分の方が長距離加入でなくとも附近の通話取扱局へ行つて請求なされば、通話が出来ます。

(2) 先方が長距離加入でない時は「呼出電話」の方法に依り先方の人を局へ呼出して通話することが出来ます。

(ハ) 代表番號の手働局加入者が市外通話を申込みときは代表番號の旨を交換取扱者にお告げ下さい、自動局加入者が申込みれる場合は代表番號とその一連番號全部の個數長距離の場合は長距離代表番號とその一連番長距離番號全部の個數とをお告げ下さい。

(ニ) 市外通話用市内専用電話から通話をする場合は申込の際、請求者電話番號の外、専用電話番號を(例「浪花百番の浪花専用一番」)とお告げ下さい。

通話区域及料金

東京から通話の出来る区域及料金は巻末に掲載してありますから御覽下さい。

横濱及大阪港船舶への市外通話

横濱及大阪港岸壁又は棧橋に繋留する船舶へ市外通話を申込みには手働式では「記録」を自動式では三数字「101」番を呼出し船舶名をお告げ下さい。

東京から神戸近海にある船舶無線

電話との市外通話

無線電話装置のある下記船舶が神戸中央電話局との通話圏内(神戸港碇泊中又は瀬戸内海紀伊水道航行中のもの)にあれば同局の中継で無線電話と有線電話とを接続して相手通話者を呼出し通話することが出来ます。

其の請求をするには「丸ノ内123」番(自動局では23-0123)を呼出し船舶名と相手通話者名(船室の等級が判つて居る時は其の等級番號を申添へれば便利です)をお告げ下さい。

(自動式局加入者へは船舶名と相手通話者名を局から改めて呼返してお聞きします)

現在の装置船舶は下記九船であります。

船名	取扱時間
ばいかる丸	自 午前六時 至 午後八時
香港丸	
臺南丸	
はるびん丸	
臺朝丸	
深江丸	自 午前八時 至 午後六時
徳安丸	

- 料金
- (一) 通話料一通話に付二十銭(神戸局と船舶間無線通話料)
此の外東京神戸間の普通通話料又は至急通話料を要します。
 - (二) 呼出料一同に付十五銭(海上から船に居る人を呼出する加入者以外の人を呼出時)
 - (三) 通話取消料一同に付十銭
 - (四) 呼出取消料一同に付十五銭
 - (五) 受取證料一通に付三銭

發信専用加入者の市外通話取扱方

自動式局發信専用加入者からは機械設備上發信著信共市外通話は接続出来ませんが手働式局發信専用加入者からは發信著信共接続取扱を致します。

至急通話

市外通話の取扱順序は總て受付順でありますから特に至急を要するものは「至急通話」としてお申込になると「普通通話」よりも先順位に取扱ひます料金は普通通話料の二倍です。

定時通話

一定の時間に相手加入者と通話する場合に利用なされれば大變便利で料金は普通通話料の四倍です、現在東京から定時通話区域になつて居る處は、巻末の通話区域表中○印のある箇所です。

此の申込をするには前日午後六時以後指定時刻一時間以前に請求すればよろしいのです。請求の際は記録係を呼び出し「定時」と告げ希望時刻と時數を付け加へ他は一般市外通話と同じ様にお申込下さい。

夜間通話

夜間通話は午後八時から翌日午前七時までに取扱ふ普通通話料三十銭以上の土地との通話で、申込は午後七時から受付ます料金は二、三割安くなつて居ります。

呼 出 通 話

呼出通話は電話に加入して居ない人を 附近の通話局へ呼出して貰つて通話する方法であります。此の請求をするには「丸ノ内123」番(自動式局では23-0123)を呼出し、相手の居所氏名と自分の電話番号をお告げ下さい(自動局加入者へは相手の居所氏名を局から改めて呼返へしてお聞きします)請求者は呼出料の外に相手が出たときに通話するに要する通話料とを納めなければなりません。

市外通話を接続するとき

市外通話を接続する時は加入者を呼んで其の旨お知らせ致しますから、呼ばれた儘待つて居て下さい。交換取扱者が「お出になりましたからお話下さい」と言つたら直ぐ通話を始めて下さい。

- (イ) 市外通話の請求後は通話接続の順番が何時来ても通話し得る様下記の御用意を願ひます、特に定時通話や豫約通話は指定時刻に御注意下さい
- (1) 申込になつた番號の電話を空けて置くこと
 - (2) 通話者がすぐ電話にかゝれる様にすること
- (ロ) 接続の順番が来た時其の電話が話中の時は後廻しとなります、但し長距離通話、定時通話、豫約通話等を接ぐ時關係加入者が他の市内加入者と通話中の時は其旨をお断りして其通話を中断致します又無線電話通話も取扱上必要な時は前と同様に市内通話を中断することがあります。
- (ハ) 定時通話は取扱上の都合に依り指定時刻の前後十五分間繰上げ又は繰下げ取扱ふことがあります。

市 外 通 話 時 間

市外通話時間は三分間を一通話と致しまして「お話し下さい」と言つた時から時間を計ります。一度の通話は他の通話の請求がない場合の外、三通話(九分間)を超へて通話することが出来ません。但し他の申込が普通々話のみのときは四通話目から

を至急通話に変更すれば尙通話を繼續することが出来ます。又豫約通話、定時通話の取扱上必要あるときは二通話以下に止めることがあります。通話中に時間が来たときは、交換取扱者から其の旨を各通話時間の終り毎にお知らせ致しますから、引續き通話をなさるときは直ちに「繼續」とお申出下さい。三通話目の時間が終つたときは通話を切断致します。

注意、私設電話機でお話しになるときの通話時間は私設取扱者に通話開始を促したときから計ります

市外通話の申込取消

市外通話の申込取消は手働式では「市外500」番自動式では三數字「104」番を呼んでお申出下さい。次の場合だけは取消料が要ります。

- (イ) 通話の順番が来て接続する旨を交換取扱者が告げたのに對し加入者のどちらかが不要、不在等の爲め通話をしない旨の申出のあつたとき。
- (ロ) 機械線路の故障でなく通話の開始を交換取扱者がお知らせしやうとしたときに加入者のどちらかが應答のないとき、但し(イ)及(ロ)の場合請求後普通通話は四十分至急通話は二十分を経過したときは取消料は要りません。
- (ハ) 定時通話の請求を取消し又は時數を接続通知前に減少したとき(此の場合は時間に關係なく取消料が要ります)

番 號 の 問 合

市外の電話番号は、手働式では「丸ノ内105」番自動式では三數字「105」番へ、お尋ね下さい。

通話種別變更、待合時間の問合

通話種別の變更、待合時間其の他市外通話に關してのお尋ねは、手働式では「市外500」番へ、自動式では三數字「104」番を呼んでお申出下さい。

四、電話の料金

料金の區別其の他

料金の區別

加入者の納める料金中(イ)は通話をしてもしなくてもお納めにならなければなりません。(ロ)の料金は市内通話をする毎に。(ハ)は市外通話をした時に課せられる料金であります。

(イ)基本料年額

{	單獨加入	四十五圓
	共同線加入(甲、乙、共)	三十三圓
	連接加入	十六圓

(ロ)度数料 市内通話一度毎に 三 錢

(區域外加入者は外に三錢づゝ、附加料金を課せられます)

(ハ)市外通話料 市外通話をする度毎に別に定められた料金(卷末参照)

基本料は電話に加入して居る間は電話機を一時取外してあつても其の料金は徴収されます。

共同線加入者度数料合算

手働式局所属共同線加入者の通話に対する度数料は豫め相手方と連署して料金合算承諾書をお出しになれば合同計算をいたします。

自動式局所属の共同線加入者の通話に対する度数料は、甲乙を通じて計算してありますから、相手方と連署して豫め度数料納付責任者届(第五十二號書式)を御出しにならないと、度数料金は甲乙に平分して課せられますから御注意を願ひます。

料金不徴収

次の様な場合は通話が出來ぬのですから料金はとりません。

- (イ) 相手方がお話中又はお出にならないとき
- (ロ) 相手方が空番、機械取外、發信専用、通話停止等の爲接続の出來ぬとき
- (ハ) 局の過失で相手番號を間違へたとき又は話中の加入者へつないだとき
- (ニ) 電話に故障があつて通話が出來ぬとき
- (ホ) 市外通話の爲規則に依て切られたとき

料金の日割計算

期中途中で電話が開通し又は機械の増設、私設電話機の接続、長距離電話装置をし、普通加入區域外へ移轉したとき等は其の日から増加した丈の料金に對して日割計算になります。日割計算の方法は開通の日から其の期の終りまでの日數に料金の年額を「カケ」て一年の日數三百六十五日で「ツル」と料金が出ます。例へば四月十日に乙號卓上電話機を一箇増設致しますと

$$\frac{22円 \times 82日}{365} = 4.940$$

即ち第一期分の附加使用料日割は四圓九十四錢であります。

設備廢止、掲載請求取消

増設機械の撤去、廢止、長距離通話装置の廢止等をする場合は當該期の末日から **十五日** 前に其の撤廢の請求をなさねと、機械や装置は撤廢されて居ても次期分の料金は全額納めなければなりません。他人名義掲載、重複掲載廢止の場合も、

毎年三月十六日 までに取消請求がないと、番號簿に掲載しなくても、次の年度分の料金は全額納付

しなければなりません。

(本項に就ては次項(五)の「電話番号簿掲載及代表番號の取扱」と巻末にある「請求書を御提出になる加入者各位へ」の部を参照下さい。)

料金の納期

電話の使用料等

電話料金の内、次の料金は現金で郵便局へ納めるので必ず納付期限の七日位前に「納入告知書」を送付致します。

(イ) 基本料、附加使用料、度数料、は一期間即ち三箇月分を合算して四月、七月、十月、一月の末日が納付期限です。度数料は御使用になつた後に三箇月分宛を計算しますが、基本料は電話を御使用になつてもならなくても一期間宛前納しなければなりません。又附加使用料も増設機械類の撤去、廢止、長距離通話装置の廢止等の御請求のない間は基本料と同様です。基本料、附加使用料、度数料の區切期間は下記の通りです。

- 第一期は 四月一日より六月三十日まで
- 第二期は 七月一日より九月三十日まで
- 第三期は 十月一日より十二月三十一日まで
- 第四期は 一月一日より三月三十一日まで

(ロ) 電話線接続料は普通加入區域外へ電話を装置するとき、或は普通加入區域外で電話機を移轉するときに限り、關係電話線路百十米迄毎に十八圓宛を納めるもので、謂はば普通加入區域外の架設費と云つた様な性質の料金です。此の料金をお納めになつてから工事をすることになつて居りますから、早くお納めになれば夫れだけ早くかかる譯です。

(ハ) 電話補修費は機械を破損亡失のとき其の部分の修繕又は辦償金です。

(ニ) 電話番号簿掲載料は、電話番号簿に下記の名義や場所の掲載方を御請求のとき、掲載種別に従つて毎年四月十日迄にお納めになるのです。

他人名義掲載 三十圓 (電話使用者氏名、掲載一箇所毎に付)

(同上重複掲載ハ一箇所六圓増)

重複掲載 六圓 (原裝、新裝の見出しで別に掲載一箇所毎に)

甲種増設使用者名義掲載 十八圓 (甲種増設機械を別人が使用の場合其の使用人名を掲載一名毎に)

使用箇所名稱掲載 三圓 (甲種増設機械へは電話線路のある箇所を掲載一箇所毎に)

(ホ) 電話通話料は當局電話加入者相互の通話以外の通話料金で、例へば麴町に住んで居る電話のない人を呼出して通話をする時の呼出料や、横濱とか水戸とかへ話をする市外通話料や、市外通話申込の取消料等で其の月の分を合計して通話をした翌月の二十日迄に納めるのです。

上記の料金は當局から納入告知書を機械架設場所を肩書にして加入者に宛て郵送し、其の金額をお知らせ致します。納入告知書は納入期日より凡そ七日前位に郵送致しますから、萬一其の期日になつても、届かなければ料金課

{ 5020 ☎ } へお問合せ下さい。
 { 青山36-7060 ☎ }
 { 7065 ☎ }

機械架設場所と加入者の住所と相違する場合、納入告知書を加入者の住所に宛て發送を希望される向は豫め料金課へ書面での旨をお申下下さい。

料金滞納、通話停止、加入除名

電話使用料、附加使用料及市外通話料等を告知書に指定してある期日までにお納めにならぬときは其の滞納期間中止むを得ず通話を停止致します。

通話停止の處分を受けて三十日を經過したとき又は其の停止度数が一年間に三回以上になつたときは、

加入から除名されることがあります。

除名された方は除名の日から一年を經過せぬ中は當局の加入者になることが出来ませぬ。

料金還付請求の期間

大體下記の通です、詳細は電話規則第七十條を御覽下さい。

- 加入登記料
 - 番號簿掲載料
 - 機械移轉料
 - 電話線接続料
- 六十日間

- 誤徴收の料金又は電話使用料及附加使用料 五箇月間
 - 通話に関する誤徴收料金 料金納付の日より六十日間
 - 前納通話券を被呼者に交しせざりし場合の前納通話料
 - 使用期間經過の前納通話料
 - 使用したる前納通話券の過剰金
- 取扱請求の日より六十日間

五、電話番號簿掲載及代表番號の取扱

無料掲載請求

下記例の如き掲載請求は全部無料であります。

(イ) 稱號に職業名を加味して掲載を希望せらるるもの。

越後屋呉服店	山本辰吉	別段の掲載請求がなければ右欄の通氏名のみしか掲載されません	山本辰吉
桃太郎團子	瀧田三吉		瀧田三吉
壽旅館	山本とよ		山本とよ

(ロ) 稱號及氏名の掲載を希望せらるるもの

壽司幸	加藤幸吉	別段の掲載請求がなければ右欄の通氏名のみしか掲載されません	加藤幸吉
末廣	柴崎豊吉		柴崎豊吉
田島清吉	濱田屋		田島清吉
田中貞吉	田中資生堂		田中貞吉

下記の如く氏名が通俗の發音に依らざるもの又は通讀困難のものも間違を防ぐ爲に掲載請求書をお差出下さる様願ひます。

種田包重	カネシロ	別段の請求がないと通俗の發音に依り夫々右欄の部類に入れられます	タの部
鴨脚清治	カキキヨ		カの部
香西清治	カクシキヨ		カの部
香西富久	カクシキヨ		カの部
香西富久	カクシキヨ		コの部

有料掲載の請求及取消

他人の電話を借りて使用して居られる方は四月一日又は十月一日までに名義人から他人名義掲載請求書(番號簿末尾掲載第三十四號書式)を出す様にお取運びにならぬと自分の名義では番號簿に掲載されませぬ。

番號簿へ二箇所以上に掲載(例へばイの部に伊藤三吉田島屋と掲載シタの部に田島屋伊藤三吉と稱號で掲載するの)類を請求されると氏名でも稱號でも電話番號が判明すると云ふ利便があります。其の掲載を御希望の加入者は四月一日又は十月一日までに請求書(第三十五號書式)を御提出下さい。豫て他人名義

又は重複掲載請求のしてある方で翌年度番號簿に掲載の必要のなくなつた方は **毎年三月十六日** までに其の取消請求書を當局加入課へ提出にならぬと番號簿には掲載されなくても、次年度分の料金を徴收されます。

代表番號の取扱請求

二加入以上の加入回線を有し且私設電話又は甲種増設電話にして交換機の装置してある場合は代表番號取扱の請求をなすことが出来ます。

代表番號の取扱方を御請求になれば、下記の様に最先順位の番號のみを電話番號簿に見易い様に違つた形式と活字で登載されます。但自動局電話番號は下の如く總て十箇宛一連となり「一」より始まりて「〇」に終るものであります。例へば 31 番より連続して十加入の代表番號の場合には 31 番に始まり 39.30 と配列せられてありまして 39.40 とはなつて居らぬのであります。又 36 番より五加入の代表番號の場合には 36番に始まり 39.30 となるのであります。

- 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
- 31 32 33 34 35 36 37 38 39 30
- 41 42 43 44 45 46 47 48 49 40

手動式局

- A. 代表番號の掲載
何山何太郎…※東京 85-1000(4)
- B. 普通の掲載
何山何太郎………※
 - 国 85-1000
 - 小 85-1001
 - 小 25-1002
 - 小 85-1003

自動式局

- A. 代表番號の掲載
何山何太郎 ※
 - 京 56-1101 (4)
 - 国 京 56-1103
- B. 普通の掲載
何山何太郎………※
 - 京 56-1101
 - 京 56-1102
 - 国 京 56-1103
 - 国 京 56-1104

代表番號を呼んで接続を請求されると、其の内話中でない番號に接続されますから、通話者雙方及電話交換作業上の手數、時間が大いに省かれます。代表番號に依る加入者は、市外通話呼出等の請求をなさるにも、名刺廣告等に番號を印刷されるにも、必ず代表番號のみを表示する様にして下さい。

自動式加入者は機械設備の関係で記載例にもある通り短距離とは別々に長距離代表番號を定められることになつて居ります。従つて自動式局の記載例で申せば市内通話及び普通の市外通話区域と通話する場合は京橋1101番で四加入の電話中、話中でないものにつながりますが、長距離通話の場合は京橋1103番以下二加入だけより使用出来ません。

代表番號の取扱を受ける加入者の電話で、代表番號請求以外の電話番號は勿論番號簿に掲載されます。

「代表番號の取扱を請求された連続番號の電話は、成べく異動させない様にして下さい」止むを得ず之を動かすときは終りのものから異動して下さい。異動した電話の番號は變更されることがあります。

注 意

自動式で長距離代表番號の取扱方を申請なさるときは、必ず一連続中の最後より順次御申請下さい。

六、電 報 託 送

電話加入者が其の電話で電報を出したり又は受けたりしようと思ふときは、豫め東京中央電信局へ届出

て、其の取扱を受ける事が出来ず、詳細は巻末の電話に依る電報託送發受心得に就て御覽下さい。

◇ 業 務 要 覧 ◇

■ 電話局の沿革大要

我が國に電話交換業務の始めて開始せられましたのは、明治二十三年十二月拾六日でありまして、東京横濱兩市間の通話事務をも取扱つたのであります。此の當時に於ては未だ文明の利器としての電話の効用が一般に理解されて居なかつた爲、當局者は宣傳勸誘大に努めました。東京に於ては僅に百七十九名の加入者を得たるに過ぎなかつたのであります。従つて其の従事員も僅に十數名でありまして之を今日の盛況に比較するときは眞に隔世の感ありと云ふべきでせう。其の後、數次の擴張及制度の変更を経まして、現在に於ては下記の分局數と従事員並加入者數とを有するに至りました。又電話交換方式の如きも最初は磁石式でありましたが之を共電式に改め更に震災後新築の局には自働交換方式を採用することになりまして、京橋局が大正十五年一月二十日第一番に自働式になりましたが、是れが逓信省が電話局に自働式を採用した始めであります。又一方東京近郊局間には即時通話法が實施せられ兩地間の通話は殆んど市内通話と同様になりました。

更に近く準即時通話も横濱との間を初め大東京の新市域内十數局間に實施される豫定であります。市外電話回線は全國で約九千回線でありましてそ

— ○ — ○ — ○ —

の延長は二拾萬里に達し東京からは三千七百十七局との間の通話が出来様になつて居ります。

又昨年七月拾五日よりは内地、朝鮮間の連絡通話が完成され、釜山、京城、馬山、大邱、大田、仁川、元山、平壤の加入者も通話が出来ます。尙最近國際電話が開始される豫定でありまして、其の開始の際には滿洲、米國、歐洲、瓜哇との間の通話が出来、その通話區域は世界的に擴張せられるわけでありまして。

當局に於ける電話料金収入状況並明治二拾三年以來の電話料金及電話擴張の状況は下記の通りであります。

(1) 料 金

昭和八年度の電話収入（現金）は下記の通りであります。

	円
基 本 料	4750,824,500
度 數 料	8235,917,350
附 加 使 用 料	1076,479,350
市 外 通 話 料	5858,128,330
公 衆 電 話 料	835,640,950
電 話 線 接 続 料	161,186,000
加 入 者 負 擔 設 備 費	1955,935,000
電 話 番 號 簿 掲 載 料	140,226,000
其 他	89,533,460
計	23,103,870,940

(2) 各局別現状

局 名	方 式 別	開設年月日	收容加入者數 (昭和 9.3.10)	備 考
浪 花	手 働	明治 29. 11. 11	6,727	現在手働式なるも最近自働式に変更の豫定。 磁石式ランプ式として開始せるも震災に遇ひ 大正15, 3, 18, 自働式として復舊 共電式なりしも昭和 2, 7, 3 自働式に変更 共電式なりしも大正15, 1, 25自働式に変更
下 谷	自 働	36. 4. 29	7,218	
芝	同	42. 6. 20	3,176	
京 橋	同	43. 12. 11	7,018	

本所	自働	44. 12. 11	6,463	共電式なりしも大正15. 1. 20 自働式に変更
神田	同	大正 4. 10. 31	3,549	同 大正15. 3. 20 自働式として復舊
小石川	手働	6. 5. 13	5,987	
高輪	同	7. 4. 14	7,588	
銀座	自働	8. 2. 16	5,397	新橋分局 (明治 31, 10, 20 開始、磁石式) を大正 8, 12, 16 銀座と改稱 (共電式) 昭和 6, 6, 28 自働式に変更
九段	同	8. 3. 9	3,680	昭和 2, 1, 17 自働式に変更
丸の内	同	9. 3. 28	3,729	昭和 2, 5, 29 自働式として開始
浅草	同	9. 8. 8	7,280	昭和 4, 12, 8 自働式に変更
墨田	手働	11. 3. 30	4,736	
青山	同	11. 9. 10	7,476	
牛込	同	12. 1. 28	5,796	
四谷	同	13. 7. 24	6,844	香町分局 (明治 23, 7, 16 開始、磁石式) を廢しその加入者を四谷分局に收容セリ。
茅場町	自働	15. 3. 28	4,969	
大塚	同	昭和 2. 3. 20	5,624	
日本橋	同	2. 5. 29	3,735	
三田	同	4. 3. 17	2,263	
赤坂	同	5. 8. 24	1,695	
根岸	同	8. 4. 23	1,244	

(3) 電話従事員數 昭和 9. 3. 1)

官職名	人員	官職名	人員
事務官	3	工員	36
技師	2	主事補	474
書記	124	電話事務員	3,124
技手	99	其他	274
書記補	375	計	4,981
通信事務員	470		

大正 15	86,946	1,500圓	同	5	102,040	1,000
昭和 2	93,602	1,200圓	同	6	102,505	900
同 3	96,130	1,200圓	同	7	106,900	500
同 4	100,091	1,100圓	同	8	111,048	500

(5) 加入者數、通話數、電話事務員の能率其他 (昭和 9 年 3 月 1 日)

1. 加入者數	單獨加入 106,370	共同加入 4,147	總連接加入 146	休止 385	計 111,048
2. 一日中の市内電話總呼數	1893,375				
3. 一加入者一日中の平均呼數	18回				
4. 同上通話數	8回				
5. 通話の最も多き加入者(一日)	239回				
5. 通話の最も少き加入者()	0回				
6. 交換取扱者の最繁時標準取扱數	加入者臺	220			
	中繼臺	300			
7. 東京より通話を爲し得る局數	短距離	2,444			
	長距離	1273			
8. 一日中の市外電信通話時數	51,807				
'	着信通話時數	69,200			
'	中繼信通話時數	11,610			

(4) 明治二十三年度以降東京に於ける電話擴張の狀況は下記の通りであります。

年度	加入者數	至急開通又は設備費	年度	加入者數	至急開通料又は設備費
明治 23	275	-	明治 41	19,057	-
同 25	1,032	-	同 43	27,207	185圓
同 27	1,739	-	同 45	36,632	185圓
同 29	2,032	-	大正 3	41,248	185圓
同 31	2,849	-	同 5	45,852	300圓
同 33	7,632	-	同 7	56,184	500圓
同 35	11,568	-	同 9	66,874	500圓
同 37	14,193	-	同 11	83,950	500圓
同 39	15,088	-	同 13	84,053	-